

No.

中華人民共和国

リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター
機材整備計画

基本設計調査報告書
(中国用和文)

平成 16 年 5 月

独立行政法人国際協力機構
インテムコンサルティング株式会社

GM

JR

04-094

序 文

日本国政府は、中華人民共和国政府の要請に基づき、同国のリプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画にかかる基本設計調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施しました。

当機構は、平成16年1月4日から1月21日まで基本設計調査団を現地に派遣しました。

調査団は、中国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施しました。帰国後の国内作業の後、平成16年3月21日から3月29日まで実施された基本設計概要書案の現地説明を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成16年5月

独立行政法人国際協力機構

理事 吉永 國光

伝達状

今般、中華人民共和国におけるリプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画基本設計調査が終了いたしましたので、ここに最終報告書を提出いたします。

本庁さは、貴機構との契約に基づき弊社が、平成15年12月から平成16年5月までの5ヶ月にわたり実施いたしてまいりました。今回の調査に際しましては、中国の現状を十分に踏まえ、本プロジェクトの妥当性を検証するとともに、日本の無償資金協力の枠組みに最も適した計画の策定に努めて参りました。

つきましては本プロジェクトの推進に向けて、本報告書が活用されることを切望いたします。

平成16年5月

インテムコンサルティング株式会社

中華人民共和国

リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター

機材整備計画 基本設計調査団

業務主任 土井 保道

図表リスト

表 1 負担業務区分表.....	15
表 2 業務実施工程表.....	17
表 3 中国側負担事項.....	17
表 4 新規導入機材に必要な消耗品等	19
図 1 事業実施体制図.....	13

要 約

1949年に樹立された中華人民共和国政府は当初、経済の発展には労働力が重要であるとして、積極的に出産奨励策をとった。その後、経済の発展や予防接種の普及などによる死亡率の低下などから、人口は加速度的に増加することとなり、60年代初頭にはベビーブームを迎える。この時期の自然人口増加率は2%と高水準であり、急激な人口増加による経済発展への障害が指摘されるようになった。中国政府は、一転して人口抑制政策に転じ、人口増加率も一時的に低下したが、1966年の文化大革命により、家族計画運動などあらゆる分野の活動は停止し、1966年から70年にかけて再び人口増加(自然増加率約2.5%)が加速した。このため1979年に人口抑制政策として、いわゆる「一人っ子政策」が採用され、人口増加率はかなり抑制されてきているものの、現在も依然として約0.6%を維持している。

現在の中国の人口は12億8,453万人(2002年)と世界で1番人口の多い国であり、世界の人口の約20%を占めている。

国土面積は960万km²と、世界で3番目の広さを有しているが、多くの山岳部や砂漠地域を抱え、耕作を始めとする経済活動に利用可能な土地は限られており、国民一人当たりの資源が相対的に不足するという問題点を抱えている。

従って、人口増加は国を挙げて取り組むべき重大な課題とされており、現在も継続的に人口抑制政策が推進されている。ただ近年、人権意識の高まりとともに、その政策はより人道的なアプローチがとられるようになり、その一つとして財団法人家族計画国際協力財団(ジョイセフ)が提唱するインテグレーションプロジェクトが導入された。

インテグレーションプロジェクト(IP)とは、日本のジョイセフが提唱する人間的家族計画を推進する手法であり、衛生改善などリプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)に関連するプロジェクトや人材、手法などを広く統合し、住民の意識を向上させることにより、住民による自発的な家族計画に結びつけようとするものである。

中国においては、1984年にジョイセフの協力のもと開始され、現在まで7期(1期3年)にわたって実施されてきた。対象地域も全国31省(自治区、特別市)の42県(市)に及んでおり、高い成果を上げている

ことから、中国政府は今後もこのプロジェクトを積極的に推進することとしている。

当プロジェクトの推進には活動要員の育成が必要であるとして、中国政府は1993年に第一期実験サイトである太倉市に研修センターを設立した。

しかし、当研修センターは既存の施設である家庭保健サービスセンター内に併設されたことなどから、研修実施のスペースや実習用機材が十分とは言えず、今後もプロジェクトを推進していく上でその需要を十分に満たすことが出来ない状況となり、中国政府は、新たにリプロダクティブヘルス家庭保健研修センターを太倉市に建築することとした。しかし、財政的な問題から機材の調達まで手が回らないことから、研修用機材などの調達に関し、日本政府に無償資金協力の要請をおこなったものである。

これを受けて、日本政府は本プロジェクトにかかる調査の実施を決定し、独立行政法人国際協力機構は、2004年1月4日から1月21日まで基本設計調査団を派遣した。

基本設計調査の後、国内解析及び2004年3月21日から3月29日まで実施された基本設計概要書現地説明を経て、基本設計調査報告書にとりまとめた。

機材計画にあたっては、以下の方針を策定し、基本設計調査において先方に説明するとともに、協議を行った結果、中国側もこれを了承した。

基本的に直接研修に必要な内容とする

日本の無償資金協力のスキームに合致した内容とする

研修計画と整合した機材内容・規模とする

実習用医療機材に関しては、センターで実施される臨床活動を整合した機材内容・規模とする

研修生の所属現場における使用機材と整合する機材とする

その結果、当初の要請に含まれていた宿泊施設用空調機などの設備機材やマンモグラフィー(X線乳房撮影装置)などの高額機材は対象外とした。

現地調査、先方との協議及び国内解析の結果、リプロダクティブヘルス家庭保健研修センターにおける研修用視聴覚機材、実習用臨床用医療機材が計画機材としてとりまとめられた。

なお、実習用医療機材は、一部地方レベルにおける実習を目的とし、郷鎮レベルの家庭保健サービ

ス所4カ所にも配置することとした。

本プロジェクトにおける主要計画機材は、以下の表の通りである。

主要計画機材

対象分野	機材名	数量
研修用視聴覚機材	大教室用視聴覚システム	1式
	国際交流室用視聴覚システム	1式
	中教室用視聴覚システム	2式
	閲覧室システム	1式
コンピュータ訓練機材	コンピュータ訓練システム	1式
教材作成用機材	教材作成用機材	1式
実習用臨床医療機材	婦人科検診台	6台
	超音波断層装置	2台
	携帯式超音波断層装置	2台
	骨密度計	1台
	心電計	8台
	一般用X線撮影装置	1台
	全自動生化学分析装置	1台
	ELISAシステム	1式
	胸部X線検診車	1台
研修生移動用車輛	ミニバス	2台
	マイクロバス	2台

本プロジェクトを日本の無償資金協力で実施する場合、全体行程は約12ヶ月が必要である。

本プロジェクトに必要な概算事業費は総額5.87億円(日本側負担額2.81億円、中国側負担額3.06億円)が見込まれる。

本プロジェクトの実施により、新研修センターにおける研修用機材及び実習用機材が充足されること

から、センターが提供する研修の質及び量が改善されることになり、インテグレーションプロジェクト実施地域における活動要員が十分に確保されるようになるとともに、要員の質の向上により効果的な活動が実施され、長期的には全国のプロジェクト実施地域における保健衛生状況の改善、人口増加の抑制につながることを期待される。

なお、本プロジェクトによる裨益人口は、全国のインテグレーションプロジェクト実施地域における活動要員約114,000人が直接的な裨益対象であるが、上述の通り、対象地域の全人口約2,300万人が裨益を受けることとなる。

本プロジェクトの対象機関は、既存の家庭保健サービスセンター(研修センター併設)と母子保健サービスセンターとが統合する形で設立されるものであり、現在も日常的に活動を実施しているほか、プロジェクト要員に対する研修も定期的に行っていること、計画機材は基本的に既存機材の更新が中心であり、使用方法を十分に習熟していることなどから、運営維持にあたっての技術的及び予算的な問題は無い。

以上、実施による成果及び先方の運営維持管理体制から判断し、本プロジェクトを我が国の無償資金協力により実施することは妥当と判断される。なお、本プロジェクトによる効果をより一層発現するためには、当該センターによる整備機材の積極的な活用、適正な維持・保守はもとより、中央政府及び地方政府が一体となってIPを積極的に推進すること、活動に必要な機材を整備することが必要である。また、研修実施にあたっては外部講師や技術協力など、外部からも有用な人材を積極的に求め、質の高い研修を実施することが重要であると思われる。

目 次

序文	
伝達状	
地図・位置図	
現況写真	
図表リスト	
要約	
第1章 プロジェクトの背景・経緯	1
1-1 無償資金協力要請の背景・経緯及び概要	1
1-1-1 要請の背景・経緯	1
1-1-2 要請の内容	1
第2章 プロジェクトの内容	3
2-1 プロジェクトの概要	3
2-1-1 上位計画とプロジェクト目標	3
2-1-2 プロジェクトの概要	3
2-2 協力対象事業の基本設計	3
2-2-1 設計方針	3
2-2-2 基本計画	6
2-2-3 基本設計図	12
2-2-4 調達計画	12
2-3 相手国側分担事業の概要	17
2-4 プロジェクトの運営・維持管理計画	18
2-5 プロジェクトの概算事業費	18
2-5-1 協力対象事業の概算事業費	18
2-5-2 運営・維持管理費	19
第3章 プロジェクト妥当性の検証	20
3-1 プロジェクトの効果	20
3-2 課題・提言	22
3-3 プロジェクトの妥当性	23
3-4 結論	23

第1章 プロジェクトの背景・経緯

1-1 無償資金協力要請の背景・経緯及び概要

1-1-1 要請の背景・経緯

中国は人口約 13 億人を要する世界で最も人口の多い国であり、人口増加問題は国家を上げて取り組んでいる重大な課題である。その取り組みの一つとして、中国政府は 1984 年より、ジョイセフとの協力のもと、IP を導入してきた。現在まで 7 期に渡りプロジェクトが実施され、全国 31 省（自治区、特別市）、42 県（市）まで対象地域が拡大した。またその裨益人口は IP 対象地区在住者約 1,000 万人、IP 対象地域の所属する全市県の約 2,300 万人に及んでいる。

IP の第 1 期対象地域である太倉市は、IP 活動を積極的に実施し、この 20 年間で出産時の乳児死亡率が 1.96%から 0.53%に低下するなどの成果を上げている。中国政府は拡大するプロジェクト対象地域で、より質の高いサービスを提供するためには IP 活動従事者に対するトレーニングが必要であるとし、IP においてモデル性が高く、かつ関連インフラが他の地域に比べ整備されているなどの理由から、1993 年に太倉国際協力計画生育家庭保健 IP 研修センターが設立した。

現在のセンターでは①国家人口・計画生育委員会主催の 42 の IP 実施対象地域スタッフを対象とする研修、②江蘇省、蘇州市の IP 促進にかかる業務研修、③太倉市郷鎮を対象とする管理と業務研修の 3 つを実施している。①の全国 42 の IP 実施対象地域では、研修を必要とする IP 運営・技術要員が 2,000 名以上おり、要員数は今後も増加する見通しである。しかしながらこのようなニーズに対し、現在の施設規模では研修スペースの不足、研修用機材の質的量的不足等のハード・ソフト両面での限界があり、十分に研修を行うことができない状況である。

国家人口・計画生育委員会と太倉市人民政府は、増加する要員研修のニーズに応えるため、約 2,000 万円を投入し、新たに 3 階建ての新施設（リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター）を建築する計画を立てるとともに、当研修センターにおける活動に必要な設備・機材の整備について我が国に対し無償資金協力を要請したものである。

1-1-2 要請の内容

中国側から提出された要請書に示された要請内容は、中国側が建設するリプロダクティブヘルス・家庭保健研修センターに対する研修用機材と実習用医療機材の調達であり、要請された機材の内容は以下の通り整理される。

(1)研修用機材

大教室用視聴覚システム、同時通訳システム、国際交流室用視聴覚システム、中教室用視聴覚システム、実習用撮像伝送システム、閲覧室システム、コンピュータ訓練システム、教材作成用機材等

(2)実習用医療機材

超音波断層装置、携帯型超音波断層装置、500mA 一般 X 線撮影装置、全自動生化学自分析装置、自動尿分析装置、全自動血球計数器、精液分析装置、総合検診車、ミニバス、マイク

ロバス等

(3)宿泊施設付帯設備

冷蔵庫、空調等

第2章 プロジェクトの内容

2-1 プロジェクトの概要

2-1-1 上位計画とプロジェクト目標

中国は人口約 13 億人を擁する世界で最も人口の多い国であり、人口増加問題は国家を挙げて取り組んでいる重大な課題である。その取り組みの一つとして、中国政府は 1984 年より、財団法人家族計画国際協力財団(JOICFP)の協力のもと、インテグレーションプロジェクト(IP)に取り組んできた。インテグレーションプロジェクトとは、活動内容(家族計画・母子保健・寄生虫予防・栄養改善など)、実施方法(保健サービス、保健教育など)、実施機関(保健医療機関、教育機関など)、スタッフ(行政官、医療技術者、民間組織など)の結合(インテグレーション)した活動により、人々の健康を増進させるとともに衛生意識の向上をはかり、住民の自発的な家族計画へとつなげることを目的とした活動理念である。当プロジェクトは、現在まで 7 期(1 期 3 年)20 年間にわたり継続的に実施され、実験サイトも全国 31 省・自治区・直轄市にまたがる 42 県(市)に拡大されている。

家族計画を管掌する国家人口・計画生育委員会も、「張玉芹副主任の国際協力家族計画IPセミナーにおける演説」(2001 年)において、当プロジェクトが家族計画推進の有効な手段であるとの認識から、今後も IP を積極的に拡大していくこととしている。

中国政府は、今後 IP を推進・拡大して行くにあたって、IP活動要員の養成、再訓練が不可欠であり、国レベルの研修体制整備が必要であるとの認識により、新研修所の建設・機材の整備と研修計画の再編を行うこととして、本プロジェクトが計画された。

本プロジェクトは、国家レベルの研修体制を拡充することにより、中西部地域を中心とした全国 IP 地区の IP 活動要員を養成、再訓練する事を目標とするものである。

2-1-2 プロジェクトの概要

本プロジェクトは、上記目標を達成するために、新研修センターの建設と研修用機材の整備を行うとともに研修計画の再編を行い、全国IP対象地域の活動要員に対する研修を拡大、強化することとしている。これにより、IP活動要員の質及び量が拡充され、活動地域の拡大、活動の質が向上し、活動が活性化するとともに実施地域における母子保健サービス及び地域住民の健康が改善されることが期待される。この中において、協力対象事業は、新センターにおける研修用機材を調達するものである。

2-2 協力対象事業の基本設計

2-2-1 設計方針

(1)基本方針

[対象施設妥当性評価に係る方針]

本プロジェクトにおける対象施設としての妥当性評価は、現地調査による情報を、以下の観点

から分析することとした。

- 1)今後の IP 活動の実施見込みと IP 活動要員養成の必要性
- 2)新研修センター設立の確実性
- 3)新研修センターの運営・維持管理体制
- 4)案件実施による上位目標達成への効果
- 5)対象施設における機材整備の現状と問題点

[機材計画策定に係る方針]

機材計画を策定する上での基本方針は、以下の通りとする。

- 1)次の基準をもとにした機材計画とする

- 研修及び予防衛生サービスの提供に必要な機材
- 運営・維持管理が容易な機材
- 裨益効果が多く認められる機材
- 費用対効果の大きな機材
- 老朽化した機材の更新となる機材
- 数量が明らかに不足している機材の補充となる機材
- 高額な維持管理費を必要としない機材
- 廃棄物等により環境汚染が懸念されない機材
- 医学的な有用性が確立している実習用機材

- 2)研修計画と整合した機材内容・規模とする

本プロジェクトの目的が、新研修センターにおける研修用の整備であることから、計画機材は直接研修に利用される機材に絞ることとする。

- 3)医療機材に関しては、センターで実施される臨床活動と整合した機材内容・規模とする

研修内容を構成する実習で使用される医療機材に関しては、研修生が実際の臨床現場に立ち会って研修することから、当該センターの臨床における使用状況との整合性も評価をする必要がある。現地調査においては、実際の利用状況、患者の診療内容、診療方法などの現況を調査し、臨床における利用状況との整合性を確認の上、数量を調整した。

- 4)実習用医療機材は、研修生の所属現場における使用機材との整合性のある機材計画とする

実習用医療機材の場合、いかに研修で機材の活用方法を実習したとしても、所属現場に戻った後、同等機材が整備されていない場合には、研修が意味をなさない。従って、研修生の所属地域である IP サイトにおける既存機材との整合性、あるいは中国側負担による新規調達の可能性との整合性は重要な要点である。

- (2)自然条件に対する方針

太倉市は、比較的温暖な地域に属しているが、夏期には平均最高気温が 30℃を越えており、研修実施における環境整備の観点はもちろん、設置機器の長期的な維持管理の観点からも空

調は必須である。従って、教室などにおける施設設備としての空調機器は中国側により整備されることとし、コンピュータ室やビデオ編集室など、機材保護の観点から必要と認められる空調機材に関しては、本プロジェクトにおいて、最低限必要な規模を含めることとする。

(3)社会経済条件に対する方針

新研修センターを運営する太倉市人民政府の財政は、中西部地域と比べ比較的恵まれているものの、センターの運営予算必ずしも潤沢とは言えない。従って、計画機材は、消耗品に係る費用ができるだけ低く押さえられるよう考慮する。

(4)調達事情に対する方針

基本的に、日本あるいは第三国の大手メーカーは、中国国内に代理店を有しており、それらの製品が全国にも一般的に流通している。従って、機材設置後も供与機材に対するアフターケア体制を確保する観点から、調達にあたっては出来るだけ中国国内に代理店がある機材が選定されるよう配慮する。そのため、積算段階から積極的に現地代理店からの価格情報、技術情報を入手し、当該メーカー製品に対する選定の可能性を高めるよう配慮した。

(5)実施機関の運営・維持管理能力に対する対応方針

対象施設は、基本的に既存施設である「太倉市家庭保健サービスセンター」と「太倉市母子保健センター」を母体として設立される機関であり、要員も両施設の人員が引き継がれ、業務内容も現在両施設が実施している活動が統合されるものであることから、人員、予算の面で大きな問題はないと判断される。また、計画機材も既存施設で使用していた機材の代替機が中心であり、かつ極めて基本的な機材であることから、技術レベルの面からも問題はないと判断される。

ただ、以下の点に関しては、供与機材の運営維持を容易にする観点から、留意することとする。

- 1)消耗品などの運営費用が高額とならないような機材計画とする
- 2)取扱説明書や操作盤などの表記を可能な限り中国語とする
- 3)機材引き渡しに際しての業者からの操作説明においては、十分な時間・内容を確保するとともに、日常の保守点検に関する方法に関しても十分な説明を行うこととする

(6)機材グレードの設定に係る方針

計画機材の内、研修用視聴覚機材に関しては、耐久性と経済性の両面を勘案し、業務用でかつ基礎的なレベルの機材を選定することとする。

実習用医療機材に関しては、対象施設における医療活動が、予防保健サービス、スクリーニング検査等の提供であることから、基本的なグレードで計画することとする。

(7)調達方法、工期に係る方針

中国国内においては、基本的に全ての医療機材を製造する会社が存在すると言ってよく、生産された機材の品質は、メーカーにより大きく異なっている。従って、中国製品でかつ粗悪な機材が調達される可能性のある場合には、基本的に日本あるいはDAC加盟国あるいはOECD加盟国製品に限定することとする。

実施行程に関しては、対象施設が中国側で新たに建設する計画であることから、中国側の建設スケジュールとの調整を緊密に取りながら策定するよう十分に留意する。

2-2-2 基本計画

(1)全体計画

本プロジェクトで計画される機材は、太倉市に新たに建設される「リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター」に設置される予定である。

当センターは、現在計画段階であるが、太倉市人民政府の費用により建築されることとなり、現地調査を通じて、建設用地の確保、建設費用の予算措置がなされていることが確認された。すでに基本設計図は出来上がっており、本年4月、今年度予算の実行をまって、建設の入札が実施される予定である。

新センターは、[計画機材配置図\(添付資料 8\)](#)に示す通り、十分な研修スペース、予防医療サービスの提供スペースを備えており、必要な場合には、設計諸室の仕様に関し、中国側の実施設計、施工監理担当者との協議により、対応も可能であることから、計画機材の設置に関しては、スペースの点及びユーティリティの点で全く問題がない。

また実習用医療機材は一部郷鎮レベルの家庭保健サービスセンター(所)に設置される。設置予定の郷鎮レベルの施設は以下の通りである。

- ①浮橋家庭保健サービスセンター(母子保健)
- ②沙溪家庭保健サービス所(母子保健)
- ③浏河家庭保健サービス所(中高年保健)
- ④璜泾家庭保健サービス所(中高年保健)

上記4施設は母子保健サービスを重点的に実施している浮橋と沙溪、中高年保健サービスを重点的に実施している浏河と璜泾に区分される。母子保健と中高年保健のそれぞれ2箇所、計4ヶ所が選定された理由は、各施設の規模が小さく、1ヶ所で全ての研修生を受け入れることができないため、50人の全研修生を4グループ(12-13人/グループ)に分け、4ヶ所の施設に分かれて研修を行えるようにするためである。

要請では各サイトに一律12品目が1台ずつ要請されていたが、機材の選定にあたっては母子保健サービス、中高年保健サービスにそれぞれ必要な機材のみを計画対象とする。また機材のグレードは新研修センターに設置する機材グレードと同等とする。

(2)機材計画

要請機材の妥当性は、上記方針に基づき評価することとし、具体的には以下に示す基準・方法に従い、要請機材毎に分析を行った。

1)計画機材は研修に必要な機材とする

①研修用機材

研修機材に関する要請内容は大きく分けて次のとおり整理できる。

- i.大教室用視聴覚システム
- ii.国際交流室用視聴覚システム
- iii.中教室用視聴覚システム
- iv.閲覧室システム
- v.資料室用空調機
- vi.コンピュータ訓練システム
- vii.教材作成用機材
- viii.教学用具

上記の項目に従って、研修用機材にかかる計画を次の通り取りまとめた。

i.大教室用視聴覚システム

大教室の収容人数は150人であり、300m²程度の広さである。本教室は研修の講義室、会議室として使用される。センターから提出された研修基本計画によると中西部地区を研修対象とした全21の研修で、本教室が使用される計画である。

大教室用視聴覚システムは次の4システムに分類される。

A:投影システム

投影システムは講義や会議の資料等の提示に必要なビデオ・プロジェクター・スクリーン等の映像提示機器から構成される。研修の効果を高めるために、必要な機材であると判断される。

B:音声システム

音声システムは教室内に設置されるスピーカー、マイク等から構成される。150人収容規模の教室のスペースを考慮し、必要最小限の音声システムが必要と判断される。

C:視聴覚制御室用機材

視聴覚制御室では①投影システム、②音声システム、④照明システムの3システムの制御を行う。

当初タッチパネル式の中央制御システムで要請されていたが、同等機能を有しかつ価格的に有利な簡易型コントロールシステムで対応することとする。

D:照明システム

照明システムはボーダーライト、スポットライト等から構成される。照明システムは演壇、レクチャー台用である。照明システムは講義の効果を高めるという目的もあるが、教材作成用機材として要請されている録画システムを効果的に使用する上で必要性が高い。

この他、視聴覚制御室の機材保護のため、空調が必要である。また当初要請にあった同時通訳システムは簡易な会議機材(マイクとスピーカー)に変更し、②音声システムに含める。また大教室に設置するテーブル・椅子は先方負担とする。

ii.国際交流室用視聴覚システム

国際交流室は収容人数 60 人、約 100m²程度の広さである。60 名の規模設定は通常の研修受講者 50 名、講師を含む外来者 10 名から算定されている。国際交流室は海外からの研修者との会議、交流、シンポジウム等を行うことを目的とする。センターから提出された研修基本計画によると中西部地区を研修対象とした21研修の内、5研修で本教室が使用される計画である。

要請の内容は会議に必要な資料等の映像提示機器及び音響機器等である。本教室に設置するテーブル・椅子は先方負担とする。

iii.中教室用視聴覚システム

中国側は中教室を 4 教室計画しており、この内 2 教室について視聴覚システムを要請した。中教室の収容人数は 25 人であり、約 75m²の広さである。センターから提出された研修基本計画によると中西部地区を研修対象とした全 21 研修で本教室が使用される計画である。要請機材は研修資料等の提示に必要なビデオ・プロジェクター、スクリーン等の映像提示機器及び講師用音響機器等である。本教室に設置するテーブル・椅子は先方負担とする。

iv.閲覧室システム

閲覧室ではビデオ教材、DVD 教材の視聴を行うことを目的としている。収容人数は 20 名とした。要請機材はテレビ、ビデオ、DVD 等の教材視聴用機材である。閲覧室に設置するブース、椅子等は先方負担とする。

v.資料室用空調機

資料室には閲覧室で視聴するビデオ、DVD教材等を保管する。資料保存の観点から空調を設置することが望ましいと判断される。

vi.コンピュータ訓練システム

コンピュータ訓練システム室は収容人数 25 人、約 50m²の広さである。使用目的は保健医療データ管理の研修、電子カルテ・薬等の模擬訓練である。要請内容はサーバー、コンピュ

ータ(28台)であり、コンピュータ28台の内訳は研修受講者用25台、教員用3台として計画されている。

中国側は新規施設全体に光ファイバーケーブルを敷設し、ネットワーク化する予定であるが、本計画では室内のLANの敷設までを行うこととする。また本教室に設置するテーブル・椅子は先方負担とする。

vii.教材作成用機材

教材作成用機材は次の5システムに分類される。

A:撮影システム

撮影システムは教材作成のための素材を撮影するものである。素材としては大教室でなされる講義、問診実施風景、地域サービス現場等が想定されている。研修受講者はセンターで作成した教材を自分の所属するIPサイトに持ち帰り、所属先職員の研修、地域住民へのサービスに使用する計画である。研修の効果を地域に波及させる上で、撮影システムは重要であると考えられる。

B:編集システム

編集システムはA/Bロール編集を行うために必要な機材から構成される。撮影システムで録画した素材を編集し、教材を作成するために必要な機材である。

C:音響システム

音響システムは編集システムと一緒に使用されるシステムである。より効果的な教材作成のために必要であると判断される。

D:ダビングシステム

ダビングシステムは編集システムで制作されたビデオ教材等を研修受講者がダビングするために使用するものである。

E:教材作成室用機材

教材作成室用機材はコピー機、印刷機、コンピュータ等から構成される。主に研修用テキスト、研修案内、啓蒙活動用パンフレット等の製作を行うものである。

viii.教学用具

教学用具は学習用人体モデル、顕微鏡、コンピュータが主要な要請機材である。この内、顕微鏡については、別途実習用医療機材でも要請されており、重複していることが判明したため、計画対象外とする。またコンピュータについてもコンピュータ訓練システムに含まれるコンピュータを使用して研修が可能であることから計画対象外とした。学習用人体モデルについては、13品目要請されていたが、同種の品目が要請されているもの、あるいはIP活動との関連性が薄いものは削除し、7品目に絞り込んだ。

②実習用医療機材

研修計画書に示された使用機材リストと照合し、整合性を確認し、リストに記載のない機材は、対象外とした。なお計画機材の数量は、研修参加者数、グループ研修時のグループ数など、研修実施の方法との整合性を確認し、必要最小限の規模として計画する。機材と本センターの研修目的との関係を明らかにするため、以下の項目に従って機材の妥当性を検証した。

- i. 機材が使用される研修コース
- ii. 研修コースで機材の実習内容

i. 機材が使用される研修コースについては、中国側から提出された研修基本計画(中西部対象)に示された21研修コースについて、各機材が使用されるコースを特定した。またii. 研修コースで機材の実習内容については、保健サービス関連の機材の研修での活用方法が大きく以下の4点にまとめられるが判明し、機材毎に研修での用途を明確にした。

- A: 機器の操作方法・検査実習
- B: 検査結果の分析実習
- C: 保健サービスの提供方法(集団検診等)の実習
- D: 診療データ・保健統計等の管理実習

検討結果は、添付資料 10「機材と研修計画の関連表」に示した。

2) 以下の基準をもとにした機材計画とする

【優先原則】

- 1) 研修及び予防衛生サービスの提供に必要な機材
- 2) 運営・維持管理が容易な機材
- 3) 裨益効果が多く認められる機材
- 4) 費用対効果の大きな機材
- 5) 老朽化した機材の更新となる機材
- 6) 数量が明らかに不足している機材の補充となる機材
- 7) 高額な維持管理費を必要としない機材
- 8) 廃棄物等により環境汚染が懸念されない機材
- 9) 医学的な有用性が確立している実習用機材

3) 実習用医療機材に関しては、センターで実施される臨床活動と整合した機材内容・規模とする

現地調査を通じ、現在の「家庭保健サービスセンター」及び「母子保健センター」において実施している予防医療サービス活動をj確認している。新センターで実施される予防医療サー

ビス活動は、基本的にこれら両施設で実施されている内容を継承することから、両施設における活動内容・対象規模との整合性を検証した。

4)実習用機材、研修生の所属現場における使用機材との整合性のある機材計画とする

現地調査を通じ、既存 IP サイトにおける既存機材リストを入手している。従って、各要請機材が、最低でも当該リストに1ヶ所以上配備されていることを検証する。既存機材リストは、添付資料 11「IP サイトにおける既存機材リスト」に示す通り。

なお、国内解析を通じて、上記方針に基づく詳細な分析を行ったところ、以下の 5 アイテムを除き、基本的に妥当であると判断された。

- ①高電圧治療器
- ②先天性異常検査装置
- ③精液分析装置
- ④骨密度計
- ⑤胸部 X 線検診車

上記機材に関する、問題点と分析結果に関しては、以下に示す通りである。

①高電圧治療器

更年期障害による不眠、情緒不安の治療や高血圧の治療など、中国においては、極めて一般的で有効な物理療法機材である旨説明があったが、調査団は、当該機材に関し十分な知見を有していないことから、要請として持ち帰り、機材の有効性、製造しているメーカー数などを確認の上、検討することとしたものである。検討の結果、日本においては必ずしも臨床効果が明らかではないことが確認され、本プロジェクトの対象とはしないこととする。

②先天性異常検査装置

当該機材は、中国側より具体的な機材仕様が提示されなかったことから、日本における先天性異常検査実施の現状を調査した上で、機材の妥当性を判断するとともに機材内容を確認することとしたものである。

調査の結果、当該検査は、主にバイエル社、栄研の 2 社が供給するそれぞれ異なった手法に基づく試薬により検査されていることが明らかとなった。両社の検査では、それぞれ異なる機材が必要となることから、一般競争入札により機材が選定される日本の無償資金協力によるシステムでは対応が困難となる。従って、当該機材を中国側による自主的な調達が適当であると判断され、本プロジェクトでは計画に含めないこととする。

③精液分析装置

現在日本においては、精液の検査は目視検査が中心であり、当該機材のようなコンピュータによる解析はあまり行われていない。つまり、他の簡便な代替手段があると言う点から、妥当性が認められないと判断されたものである。従って、本プロジェクトでは、要請された仕様の機材ではなく、他の用途で要請された顕微鏡の一部を、精液検査の実施に適した位相差型(一般の検査にも使用可能)に変更し、当該機の代替案として計画することとした。

④骨密度計

当該機は、更年期に問題となる骨粗鬆症を診断する機器であり、当該センターにおける必要性に関しては認められるものの、高度、高額機材であるとの認識から対象機材としての妥当性を詳細に検討する必要があると判断された。国内解析の結果、現在骨密度を測定する機材には、X線を利用する機材と超音波を利用した機材の二方式があり、超音波方式の機材は携帯も可能なほど小型で簡便な機材であり、日本においてはすでに一般開業医でも広く使用されていることが確認された。従って、当該機材を本プロジェクトに含めることは妥当であると判断される。

⑤胸部 X 線検診車

現在、太倉市では日本から寄贈された胸部 X 線検診車が稼働している。当車両は、日本結核予防会が使用していた中古車両であり、ジョイセフの支援により本市へ寄贈されたものである。その後、太倉市の IP における重要な活動の一つである予防検診活動に活用され、その有効性が国家人口・計画生育委員会にも認められた。当該機材に関しては、現在、研修生が所属する地域に一台も配置されていないことが問題とされたものである。これに対し、国家人口・計画生育委員会は、移動検診の有効性を高く評価しており、すでに全国レベルで移動検診車両(X線装置は未搭載)の配備を開始しており、今後はその積載機材を向上させ、X線装置も導入する予定である旨説明をするとともに、本件での導入を強く要請された。

国内解析において、中国における同等仕様車両の現状を確認したところ、すでに複数社により同等車両が作成され、各地で導入されている現状が確認されるとともに、機材単価も極端に高額とまでは言えず(現在国家人口・計画生育委員会が配備している移動検診車両の約 1.5 倍)、同委員会が配備を進めている移動検診車両の仕様を X 線積載タイプとすることにより、対応出来る可能性が認められるとともに、臨床的な有効性に関しても妥当性が高いと判断されたことから計画機材に含めることとする。

上記検討の結果、本プロジェクトで計画する機材は、別添資料に示す通りとする。なお、主な計画機材の主要仕様、使用目的は、別添資料「主要機材リスト」に示した。

2-2-3 基本設計図

本プロジェクト計画機材、設置施設、所室及び機材配置図は、添付資料 6「計画機材リスト」及び添付資料 8「計画機材配置図」に示す通りである。

2-2-4 調達計画

(1)調達方針

1)事業実施の基本事項

- ・本プロジェクトは日本国関係機関の検討を経た後、日本国政府の閣議決定により実施され

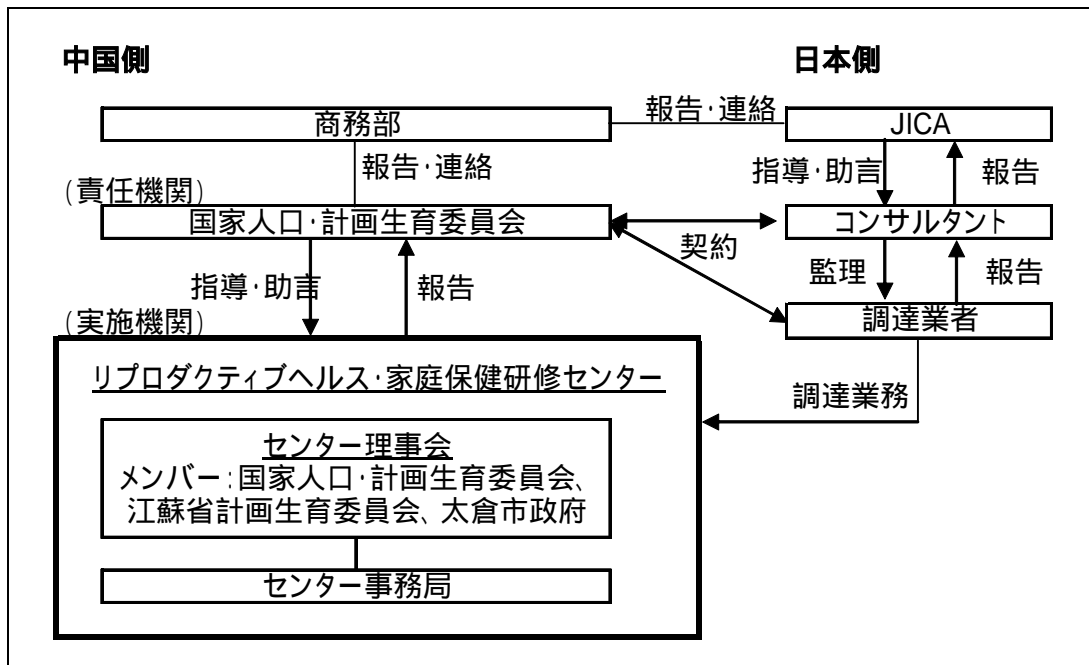
るものである。

- その後、両国政府の交換公文をもって実施に移される
- 事業は、国際協力機構が推薦する日本法人コンサルタントによる協力により詳細設計、入札業務が実施される
- 計画機材の調達は、入札により、日本法人の商社が調達業者として選定され、調達業務が実施される
- 上記コンサルタント、調達業者は、日本国政府無償資金協力の制度にしたがい、実施機関との間でそれぞれコンサルタント契約、業者契約が締結され、その契約に基づき、それぞれの業務が遂行される。なお、同契約は日本国政府の認証を必要とする
- 中国政府は、交換公文に基づき、銀行手続き及び免税措置を行う

2)事業実施体制

- 本プロジェクトの管理機関は、国家人口・計画生育委員会であり、実施機関は中国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センターである
- 詳細設計、入札業務、実施時の調達監理は、上記コンサルタントが実質的な業務を行う
- 機材調達・設置は上記調達業者により実施される

図 1 事業実施体制図



(2)調達上の留意事項

日本あるいは第三国から調達された機材は、一旦上海港に陸揚げされ、その後対象施設まで陸路を輸送することとなる。従って、調達機材は、海上輸送及び陸路輸送に耐え得る十分な

強度を有した梱包を行うこととする。

また、中国には輸入に係る以下のような規定が存在する。従って、調達業者には、これらの点に関し、十分な確認と、配慮を求めることとする。

- 1) 梱包木材の燻蒸処理規定
- 2) 医療機器の薬事承認
- 3) 車両に関する排出ガス規制
- 4) 工業製品の品質保証基準
- 5) 戦略物質の輸出規制

また増値税の取扱いについては、商務部に中国国内で調達される中国産品については免税の対象となることを確認し、ミニッツに明記している。よって増値税の取扱いについて問題はない。

(3) 調達・据付区分

本プロジェクトの実施に当たり、日本側負担業務と中国側負担業務について、次表に取りまとめる。

表 1 負担業務区分表

業務内容	日本側	中国側
機材調達関連		
- 機材調達	○	
- 機材据付工事	○	
- 試運転調整	○	
- 使用方法など指導	○	
- 機材設置に係る法的手続き・検査など		○
設備工事		
- 施設建設(改修)		○
- 建物内のユーティリティ設備工事		○
- 機材への電源など接続工事	○	
- 空調・換気設備工事		○
- 防塵対策工事		○
- 放射線防護設備工事		○
機材保管場所の確保		○
輸送・通関業務		
- サイトまでの機材輸送	○	
- 通関業務	○	
- 免税措置		○
銀行取り決めと手数料の支払		○
本業務関係者の出入国・滞在に必要な措置		○
調達機材の適切で効果的な運用・管理		○
本業務実施に必要な許可手続き		○
無償資金協力に含まれない全ての関連業務にかかる費用負		○

(4) 調達監理計画

本プロジェクトが相手側により新たに建設される施設が対象であることから、調達監理に当たっては、工期、作業内容、機材の配置計画などに関して相手国側、設計施工事業者、建築施工業者、機材調達業者と綿密な協議を行い、具体的な調達計画を策定する。本プロジェクトでは、新施設であることから、必要な設備は事前に協議することとなり、機材設置にともなう新たな工事は発生しない。

機材配置計画については、調達機材が確定した後、相手側施設関連の担当者と、設置所室のユーティリティ、設置予定場所などの確認を行い、作業の円滑な実施を図る。

調達監理の実施体制は以下の通りとする。

- 1)業者契約締結後、調達機材内容、設置場所、必要ユーティリティなどに関し、中国側担当者及び調達業者と最終確認を行う
- 2)日本国出荷製品に関しては、第三者機関に委託しコンサルタン立ち会いの元、出荷前検査を実施する
- 3)調達業者の設置工事に際しては、コンサルタントから調達監理担当者が現場作業に立ち会い、設置に係る施設との取り合い、センター側との協議事項に関し、調整を行う
- 4)最終引き渡し検査は、全機材の員数、契約機材と実機との齟齬の有無、要求性能、取扱説明の完了などを確認するとともに、引き渡し業務を実施する

(5)資機材等調達計画

調達に係る方針にも示した通り、アフター体制確保の観点から、調達先としては、中国国内における調達が望ましい。しかし、調達先を中国にのみ限定することは、入札における競争性を著しく損なうこととなる。従って、調達先としては、無償資金協力の原則に則り、日本あるいは中国とする。なお、調達機材の原産国に関しては、精密な機材で、高い精度或いは十分な耐久性が要求される機材については、基本的に日本製品及びDACあるいはOECD加盟国製品に限定する。

(6)実施工程

本プロジェクトが日本政府の無償資金協力として実施される場合、両国による交換公文(E/N)の締結後、中国政府とコンサルタントとの間で設計監理契約が結ばれ、実施設計及び機材調達の2段階の過程を経て業務が実施される。

日本側負担事項に係る作業行程の概要を次表に示す。

表 2 業務実施工程表

項目/月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
実施設計	■ (最終確認調査)									
	□ (国内作業)									
	■ (図書承認)									
	□ (国内作業)									
	□ (入札業務)									(計3.5ヶ月)
機材調達										
										(計8.0ヶ月)

2-3 相手国側分担事業の概要

基本設計調査時のミニッツにおいて確認された本プロジェクト実施に関わる中国側負担事項及び実施状況などは以下に示す通りである。

表 3 中国側負担事項

	負担事項	実施状況など
1	機材設置のための場所の確保	現在施設の建設中
2	機材設置に必要なとなるユーティリティの整備	現在施設の建設中
3	銀行取り決めに基づく手数料	
4	支払い授權書発給手数料	
5	支払手数料	
6	港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と迅速な手続きの促進	
7	契約に基づき調達される生産物及び役務の内、日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除	
8	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与	
9	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用	
10	無償資金協力において供与される以外で、調達機材の据付などに必要となるその他の費用	

2-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

既存の「家庭保健サービスセンター」及び「母子保健センター」では、現在機材保守部門は擁していないが、新センター設立を機に機材保守部門を設置することとしており、軽微な故障に対しては即応できる体制が整備される。また、現在両施設において既存医療機材が故障した場合、人民医院の機材保守部門に修理を依頼しており、新センター設立後もその体制は維持される。また、隣接する上海市には、多くの機器メーカーが代理店を置いており、最終的にはこれらメーカーに修理を依頼することが可能である。

2-5 プロジェクトの概算事業費

2-5-1 協力対象事業の概算事業費

日本の無償資金協力により本プロジェクトを実施する場合に必要な事業費の総額は、5.86 億円が見込まれる。

積算条件に基づく経費内訳は、次の通りである。

(1)積算条件

- 1)積算時点 :平成 16 年 2 月
- 2)為替交換レート :1US\$ = 115.32 円
1 人民元= 13.80 円
- 3)実施期間 :実施設計、機材調達に要する期間は、約 12 ヶ月と見込まれる
- 4)その他 :本プロジェクトは日本国政府の無償資金協力の制度に従い実施されるものとする。

(2)日本国側負担

概算総事業費 約 281 百万円

費目			概算事業費(百万円)	
機材	リプロダクティブヘルス・	研修部	77	250
	家庭保健研修センター	実習部	144	
	4 鎮家庭保健サービスセンター(実習拠点)		29	
実施設計・調達監理			31	

なお、上記概算事業費は、交換公文上の供与限度額を示すものではない。

(3)中国側負担

事業区分	金額(百万円)
新センター建設	276.0
研修実施費用(年間)	29.9
合計	305.9

2-5-2 運営・維持管理費

本プロジェクトで計画された機材は、基本的に既存の「家庭保健サービスセンター」及び「母子保健センター」における既存機材の代替である。従って、本プロジェクト実施により新たに発生する運営維持費用は、以下に示す新規導入機材に必要な消耗品費のみと考えられ、年間約 170 万円程度が見込まれる。現在両施設における運営予算は、総額で約 9,300 万円、内消耗品費などに充当される活動費は約 3,000 万円であり、今回の増額分は、その 6%程度にあたる。ただ、今回の計画機材の主目的は、研修であり、研修に必要な経費は国家人口・計画生育委員会が負担することとなっている。同委員会の活動用消耗品調達予算が約 58 億円であることを勘案すれば、増加分の経費負担に関しては、全く問題がないと判断される。

表 4 新規導入機材に必要な消耗品等

機材名	必要消耗品	単価	年間 使用量	合 計
肺機能測定装置	マウスピース	2,000 円/箱	30 箱	60,000 円
	記録紙	1,100 円/箱	10 箱	11,000 円
ELISA システム	検査試薬	50,000 円/箱	30 箱	1,500,000 円
マイクロバス	ガソリン	40 円/L	3,500L	140,000 円
合 計				1,711,000 円

第3章 プロジェクト妥当性の検証

3-1 プロジェクトの効果

(1) 直接効果

1) 実習研修の拡充

IP 活動には多くの保健医療サービス業務が含まれている。研修においては、それらの業務の実習により、IP 要員によるサービスの質を向上させることが重要であるが、現在の研修センターにおいては、実習用機材の老朽化や不足により、十分な実習が実施できていない。本案件の実施により、これら実習用医療機材が整備されることから、十分な実習研修が確保されることとなる。

2) 研修内容の拡充

現在の研修センターは、実習用医療機材、研修用視聴覚機材などの不足の他、研修スペースも不足しており、十分な研修計画の立案が困難であった。中国側による新研修センター建設により、研修スペースが十分に確保されるとともに、本案件の実施により、研修用機材が整備されることにより、十分な期間と内容を持った研修計画の立案が可能となる。

3) 研修受入能力の拡大

新研修センターの新設と、研修用機材の拡充により、研修受入可能人員も拡大可能となる。

(2) 間接効果

1) 中西部地域を中心とする IP 実施地域における活動の活性化

現在の研修計画では、受入可能容量の制限から、江蘇省を中心とする限られた地域の研修しか実施されていない。本プロジェクトの実施により、研修受入可能容量が拡大することから、中西部を中心とした、最も IP 活動を必要とする地域に対する研修が計画されている。これにより、中西部を中心に IP 実施地域の IP 要員の質が向上し、IP 活動が活性化するとともに、その質も向上することが期待される。

2) 研修対象地域における保健医療レベルの向上

IP 活動には、多くの保健医療サービスや保健衛生に関する啓蒙活動が含まれている。本プロジェクトの実施により、IP 活動が活性化するとともに活動の質が向上することから、長期的には IP 地域における保健医療レベルの向上が期待される。

上述の効果に関し、現状の問題点と、本プロジェクトの実施により期待される効果を次表に整理した。

現状と問題点	本プロジェクトでの対策 (協力対象事業)	計画の効果・改善程度
<p>既存の研修センター（現在太倉市家庭保健サービスセンターに併設）における研修は実習用医療機材の不足などにより、これまで座学が中心であった（座学と実習を組み合わせた研修は過去5年間に1回のみ）。このため技術的な研修が実施が困難である。</p>	<p>研修用機材及び実習用医療機材の調達</p>	<p>本プロジェクトの実施により、新センターでは新研修コース（27コース開講予定）中に実習を伴う研修を24コース計画している。これにより今までの理念や理論を学習するだけでなく、実際に機材を使用した技術指導まで行うことができ、研修内容が多様化する。</p> <p>また理論だけでなく、実際の機器を使用した操作訓練、診療訓練、集団検診方法の実習等も実施される。このためより高い技術を身につけたスタッフが育成され、各スタッフが所属するIP実施地区におけるサービス内容が質的に向上することが期待される。</p>
<p>これまでセンターでは研修スペースの不足及び研修用機材の不足のため、過去5年間の研修コースは平均で約10回/年であった。また研修期間は平均で1-2日間の短期研修が中心であった。</p>		<p>本プロジェクト実施後に開講する新研修コースでは27コースが予定されており、研修実施回数も2.7倍となる。また研修期間は5日間の研修が中心で、最長で30日間の長期研修も実施可能となる。</p>
<p>これまでセンターでは研修スペースの不足及び研修用機材の不足のため、センターで実施された過去5年間の平均研修生数は約860人であった</p>		<p>本プロジェクト実施後は年間1,780人の研修が計画されており、受講者数も倍増する。</p>
<p>現状と問題点</p>	<p>本プロジェクトでの対策 (協力対象事業)</p>	<p>計画の効果・改善程度</p>
<p>過去5年間の研修では、中</p>	<p>研修用機材及び実習</p>	<p>中西部は国家人口・計画生育委員会に</p>

<p>国中西部地域をターゲットとした研修は実施されていなかった。</p>	<p>用医療機材の調達</p>	<p>より計画生育、家庭保健サービスの重点地域とされており、新センターでは年間 27 コース中、24 コース（全体の約 70%）を中西部地域のリプロダクティブヘルス家庭保健に従事するスタッフに対する研修として計画しており、中西部地域の人材育成が強化される。</p> <p>また本センターで研修に参加した研修生が自分の所属するリプロダクティブヘルス、家族計画等のサービスセンターで研修の成果を発揮することにより、より効果的な活動が可能となり、ひいては同地域における家族計画が推進されることが期待される。</p>
--------------------------------------	-----------------	--

3-2 課題・提言

本プロジェクトの実施により前述のような効果が期待されるが、以下の点について課題が指摘される。

(1)研修の確実な実施

リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センターの新設に伴い、センターでは既述の通り新研修コース(27 コース)の実施を計画している。研修に必要な機材、研修スペースは本プロジェクトで整備されることとなり、研修に必要な費用についても国家人口・計画生育委員会が負担することが確認できている。しかし、効果的な研修の継続的な実施に対し、国家人口・計画生育委員会及びセンターが、新研修コースを確実に実施すること、常に研修内容の見直しを行うことが必要と思われる。これら、効果的な研修の実施にあたっては、ジョイセフをはじめ、その他関連機関との更なる連携、及び外部からの専門家招請など、適正な講師の確保等を確実に行うことが重要である。

(2)継続的な IP 地区の拡大

中国における IP 活動は国家人口・計画生育委員会とジョイセフの連携のもと、これまで実施地域を拡大させてきた。今後の IP 実施地区の拡大方法として、新たなサイトを選定して活動を拡大するのではなく、現在のサイトを核とし、対象を周辺地域へと広げていく(点から面へ)という手法へ転換することとしている。

IP 実施地区を拡大させることにより、研修のニーズは更に高まると考えられ、本センターで行う IP に関わる人材育成事業が一層重要性を増す。よって今後も中国側が IP 実施地区を拡大さ

せるべく継続的な努力を行うことが必要である。

3-3 プロジェクトの妥当性

本プロジェクトはこれまでジョイセフと中国側が共同で実施してきた、リプロダクティブヘルスサービス、家庭保健サービス等の IP 活動に従事するスタッフに対する研修を強化し、より効果的に人口・家族計画を推進できる人材を育成するものである。これは中国が抱える人口問題への対応策を強化するものであり重要性が高い。

また本センターで実施される研修は、特に中国政府が開発の重点としている中西部地域の IP 活動従事者を対象としており、中西部地域の住民に裨益効果が高いと考えられることから妥当性が高いと判断される。

3-4 結論

本プロジェクトは、上述のように多大な効果が期待されていると同時に、リプロダクティブヘルス、家庭保健サービスなど、中国政府が重要課題とする人口・計画生育にかかわる政策の推進に大きく寄与することが期待されることから、協力対象事業の一部に対して無償資金協力を実施することは妥当であると判断される。

資 料

1. 調査団員・氏名
2. 調査行程
3. 関係者(面会者)リスト
4. 討議議事録
5. 基本設計概要表
6. 計画機材リスト
7. 主要機材リスト
8. 計画機材配置図
9. 研修カリキュラムの詳細
10. 機材と研修計画の関連表
11. IP サイトにおける既存機材リスト
12. 参考資料・入手資料リスト

資料-1 調査団リスト

(1)基本設計調査(2004年1月4日から1月21日)

氏名	担当業務	所属
藤本 正也	総括	独立行政法人国際協力機構 業務第二課
露木 佳子	技術参与	国立国際医療センター 国際医療協力局
本間 由紀夫	IP 研修	財団法人ジョイセフ(家族計画国際協力財団)
吉野 賢哉	計画管理	独立行政法人国際協力機構 業務第二課
土井 保道	業務主任 / 研修計画	インテムコンサルティング株式会社
服部 敏一	機材計画(研修機材)	インテムコンサルティング株式会社
金山 秀明	設備計画	インテムコンサルティング株式会社
小島 孝行	機材計画(医療機材)	インテムコンサルティング株式会社
片倉 淑乃	調達 / 積算	インテムコンサルティング株式会社
田中 美佐子	通訳	インテムコンサルティング株式会社

(2)基本設計概要説明(2004年3月21日から3月29日)

氏名	担当業務	所属
藤谷 浩至	総括	独立行政法人国際協力機構 中国事務所
放生 雅章	技術参与	国立国際医療センター 国際医療協力局
吉野 賢哉	計画管理	独立行政法人国際協力機構 業務第二課
土井 保道	業務主任 / 研修計画	インテムコンサルティング株式会社
服部 敏一	機材計画(研修機材)	インテムコンサルティング株式会社
片倉 淑乃	調達 / 積算	インテムコンサルティング株式会社
田中 美佐子	通訳	インテムコンサルティング株式会社

資料-2 調査行程

調査日程表

資料 4-2 調査日程

日順	月日	総括	技術参与/IP研修/計画管理	業務主任/通訳	機材計画1	機材計画2	調達積算
1	1月4日			移動(JL789成田18:10-北京21:15)			移動(JL789成田18:10-北京21:15)
2	1月5日		移動 (JL781成田10:35-北京13:40) 商務部表敬 国家計画生育委員会協議	商務部表敬			業務主任に同じ 同上 移動
3	1月6日		移動(MU1504北京10:00 - 上海11:55 - 太倉)	移動(MU1504北京10:00 - 上海11:55 - 太倉)	移動(JL791成田10:05 - 上海12:30 - 太倉)		(MU1504北京10:00 - 上海11:55 - 太倉)
4	1月7日			キックオフミーティング(関係者全員) 浮橋鎮IPサイト視察			
5	1月8日	移動(JL781成田10:35-北京13:40) JICA、大使館、商務部表敬 国家計画委員会表敬	計画案に係る協議、調査	既存研修所視察、計画案に係る協議、調査		個別協議、調査	
6	1月9日	移動 (MU5112北京14:00 - 上海15:50 - 太倉)	同上	同上		同上	
7	1月10日	浮橋鎮IPサイト視察 既存研修所視察	同上	同上	団内会議	同上	
8	1月11日	移動(太倉 - HU7776上海11:45 - 太原13:55) 調査準備、資料整理	移動(太倉 - HU7776上海11:45 - 太原13:55) 調査準備、資料整理		資料整理		移動(太倉 - 上海)
9	1月12日		晋中地区平遥県サイト視察 移動(FM172太原19:40 - 上海21:25 - 太倉)		個別詳細調査・協議		上海調達調査
10	1月13日		ミッツ協議		同上		同上
11	1月14日		同上		同上		同上
12	1月15日		移動(MU5103上海9:00 - 北京11:00) ミッツ署名、商務部報告 大使館、JICA報告		同上		移動(MU5103上海9:00 - 北京11:00) 北京調達調査
13	1月16日		移動(JL782北京15:10-成田19:25)	移動 (MU5114北京14:55 - 上海16:50 - 太倉)	同上		同上
14	1月17日			団内会議及び資料整理	移動(太倉 - JL792上海14:10 - 成田17:45)		同上 団内会議
15	1月18日			資料整理			資料整理
16	1月19日			個別調査、協議			北京調達調査
17	1月20日			同上			同上
18	1月21日		移動(太倉 - JL792上海14:10 - 成田17:45)				移動(JL782北京15:10-成田19:25)

調査日程表(基本設計概要書説明調査)

日順	月日	総括 藤谷浩治	技術参与 放生雅章	業務主任/通訳 土井保道/田中美佐子	機材計画1 服部敏一	調達積算 片倉淑乃
1	3月21日 日				移動(成田-上海-太倉)	
2	3月22日 月		移動(成田-上海-太倉)		太倉市計画生育委員会協議	
3	3月23日 火		現場視察		同上	
4	3月24日 水				太倉市計画生育委員会協議	
5	3月25日 木				同上	
6	3月26日 金				太倉市計画委員会協議	
7	3月27日 土	視察	移動(太倉-上海-成田)		資料整理 ≡ニッツ協議	
8	3月28日 日	視察			資料整理	
		≡ニッツ協議 ≡ニッツ署名			≡ニッツ協議 ≡ニッツ署名	
9	3月29日 月	移動(太倉-上海-北京)			移動(太倉-上海-成田)	

資料-3 関係者(面会者)リスト

氏名	所属	役職
康炳建	国家商務部国際經貿部	处长
刘春勇	国家商務部国際經貿部	項目官員
赵白鸽	中華人民共和国国家人口計画生育委員会	副主任, 博士
郝林娜	中国国家人口計画生育委員会国際合作司	副司長
汝小美	中国国家計画生育委員会国際合作司	助理巡視員
丁锋	中国国家人口計画生育委員会国際合作司	对外联络处
宋冰	中国国家人口計画生育委員会国際合作司	
张春延	江蘇省計画生育委員会	副主任
谭伟良	江蘇省計画生育委員会	副主任
华晓梅	江蘇省計画生育委員会	科技处处长
李星日	南京大学外国語学院硕士	IP 項目顧問
浦荣皋	太倉市人民政府	市長
盛蕾	太倉市人民政府	副市長
汧银幹	太倉市人民政府	副市長
程惠明	太倉市委員会	主任
孙耀明	太倉市委員会	副書記
倪雪华	太倉市計画生育委員会	主任
张进	太倉市計画生育委員会 太倉市家庭保健サービスセンター	副主任 主任, 主管医師
顾惠芳	太倉市計画生育委員会	副主任
邵建萍	太倉市計画生育委員会	副主任
吴莉华	太倉市計画生育委員会	副主任
蔡葵菊	太倉市計画生育委員会協会 (太倉市計画生育委員会前主任)	常務副会長
刘文学	江蘇省計画生育委員会	
查晓冬	太倉市建築設計院	建築師
蒋晓平	太倉市第三人民病院	院長
袁炳兴	太倉市計画生育委員会	項目顧問
刘安为	太倉市計画生育委員会	項目顧問
严钧民	上海人口計画生育宣傳教育センター	电视技术部, 高級程工師

資料-4 討議議事録

中国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画
基本設計調査協議議事録

日本政府は、中華人民共和国の要請に基づいて、「中国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を独立行政法人国際協力機構(以下、JICAという)に委託した。

JICAは、無償資金協力部業務第二課藤本正也課長代理を団長とする基本設計調査団(以下、調査団という)を2004年1月4日から1月21日まで中華人民共和国に派遣し、中華人民共和国政府関係者(以下、中国側という)と協議するとともに、現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は付属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

本議事録は、本文と付属書から構成され、日本文、中国文それぞれ3部作成し、日中双方合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2004年1月15日 北京にて

日本国
独立行政法人国際協力機構
基本設計調査団長
藤本 正也



中華人民共和国
国家人口・計画生育委員会
副主任
趙 白鶴



中華人民共和国
太倉市人民政府
副市長
盛 蕾



付属書

1. 目的

中国ではリプロダクティブヘルス・家庭保健サービスを統合した人間的な家族計画推進活動（IP：Integration Project）が積極的に展開されている。本計画は、中国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター（以下、センターという）が全国の関連運営スタッフ及び医療技術スタッフに対する研修を行うための研修機材を整備することを目的とする。

2. 責任機関および実施機関

本計画の責任機関は国家人口・計画生育委員会であり、実施機関は太倉市人民政府（太倉市計画生育委員会）である。

3. 要請内容

本調査団との協議を通じ、中国側から最終要請された資機材の内容は別添1のとおりである。

4. 協力の基本方針

JICAは今後の現地調査および国内解析により、これら要請内容の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本国政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の機材の品目、仕様、数量については、最終的には今後の解析作業および日本国政府の本計画に係る予算等を考慮して決定される。

5. 無償資金協力の仕組み

調査団は、別添2に示した日本の無償資金協力の仕組みをあらためて説明し、中国側はこれを承知した。また、本計画に対する無償資金協力が実施された場合、協力の円滑な実施のために中国側が行うべき必要な措置を別添3に記載されたとおり理解し、またそれを行うことを表明した。

6. 調査予定

- (1) 調査団は引き続き2004年1月21日まで現地調査を継続する。
- (2) JICAは基本設計概要書を作成するとともに、基本設計概要説明調査団を2004年3月頃に派遣し、基本設計概要について中国側に説明するとともに、中国側の必要準備事項を確認する。
- (3) 基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICAは基本設計調査報告書を作成し、これを2004年6月頃に中国側に送付する。

7. その他の協議事項

(1) IP活動の位置付けについて

中国側は、IP活動が中国における人口と家族計画活動に積極的な影響を及ぼすとともに人口と家族計画活動の考え方および活動方法の転換に対し重要な役割を果たし、人

口問題の総合的な解決を促進する主要なアプローチの一つである旨説明した。

また、1992年、国家人口・計画生育委員会は本センターを全国のIP研修の拠点とすることを決定した。

(2) 受益対象地域

中国側は、本センターにおける人材育成は中西部地域に重点を置く旨を説明した。

(3) 活動計画

中国側は、上記(2)の考え方にに基づき、中西部地域に対する本センターの活動計画を作成し、日本側に提出した(別添4)。

日本側は、後日中国側より提出される中西部以外の地域に対する活動計画と合わせ、今後の解析作業の基礎とする旨を表明した。

(4) 運営体制

中国側は、本センターの運営規模拡大に必要となる人員および資金については、中国側で責任を持って解決する旨を表明した。

(5) 施設建設

中国側は、責任を持って本センターの建設を行う旨を表明し、スケジュールを提出した。(別添5)。

(6) 各地方拠点への機材整備

本センターでの研修効果を各地方拠点へ着実に定着させるため、国家人口・計画生育委員会は、今後本センター機材と同等レベルの機材が各地方拠点へ導入されるよう各地方政府に対して積極的に働きかけていく旨を表明した。

(7) 免税措置

2002年1月、中国政府は日本の無償資金協力によって中国国内で調達される中国製品購入の際に発生する増値税(VAT)を免税とする措置を決定した。日中双方は、この措置は本計画にも適用される(詳細は別添6のとおり)ことを確認した。また、中国側はこれ以外の各種税金についても免除となるよう関係機関に対して必要な措置を講じることで合意した。

(8) 中国国民への啓発・広報

日本側は、本計画が日本の無償資金協力により実施されることについてより広く中国国民の認識を得るため、中国側が必要な啓発・広報活動を行うことを求めた。

中国側は、新聞・テレビ等のメディア等を通じ中国国内で幅広く広報活動を行い、中国国民への理解に努めることを約束した。

(9) 守秘義務

日中双方は、機材仕様書等、本計画に関連するあらゆる資料を入札終了まで関係者以外に開示しないことについて確認した。

別添1 要請機材

別添2 日本の無償資金協力の仕組み

別添3 日中両国政府による主な負担事項

別添4 研修計画

別添5 建設スケジュール

別添6 増値税にかかる措置

mf



要請機材リスト

	CODE	機材名(中文)	機材名(和文)	優先度
I 訓練部				
1. 大教室				
	T-1	大教室用视频系统	大教室用視聴覚システム	A
2. 国際訓練交流室				
	T-2	国際交流培訓室用视频系统	国際交流訓練室用視聴覚システム	A
3. 中教室				
	T-3	中教室用视频系统	中教室用視聴覚システム	A
4. 閱覽室				
	T-4	閱覽室系統	閱覽室システム	A
5. 資料圖書室				
	T-5	資料室用空調器	資料室用空調器	A
6. コンピューター訓練室				
	T-6	培训中心计算机局域网	コンピューター訓練システム	A
7. 教材作成室				
	T-7	教材制作機材	教材作成用機材	A
8. 教学用具				
	T-8	教学用具	教学用具	A
II 家庭保健サービス実習区				
1. 児童保健実習区				
	S-1	児童体重、身長等検査器材	児童体重、身長等検査器材	A
	S-2	小儿验光仪	小児用調節測定器	A
	S-3	視力筛查儀	視力測定器	A
	S-4	同視儀	弱視鏡	B
	S-5	眼科自動屈光度計	眼科自動屈光度計	B
	S-6	眼底鏡	検眼鏡	B
	S-7	听力筛查儀	聴力検査器	A
	S-8	超声波洁牙器	超音波スケラー	A
	S-9	牙科綜合治療台	歯科総合治療台	B
2. 児童保健視聴宣教室				
	S-10	电视机(29吋)	テレビ	A
	S-11	DVD机	DVDプレーヤー	A
3. 婦人保健実習区				
	S-12	婦科液圧検査床	婦人科油圧検査台	A
	S-13	无影灯(検査用)	無影灯	A
	S-14	胎心监护儀	胎児監視装置	A
	S-15	血压計	血圧計	A
	S-16	微波治療儀	マイクロウェーブ治療器	A
	S-17	骨盤測量儀	骨盤計測器	A
4. 婦人保健視聴宣教室				
	S-18	电视机(29吋)	テレビ	A
	S-19	DVD机	DVDプレーヤー	A
5. 影像診断実習区				
	S-20	B超儀(標準套+選購件)	超音波断層装置	A
	S-21	便携式B超儀	携帯式超音波断層装置	A
	S-22	紅外線乳腺檢查儀	赤外線乳腺検査器	A
	S-23	骨密度檢查儀	骨密度検査器	B
	S-24	心电图儀	心電計	A
6. 中老年保健と男性生殖保健実習区				
	S-25	血压計	血圧計	A
	S-26	三维多功能牽引床	牽引ベッド	A
	S-27	高電圧治療器(一帶四)	高電圧治療器(一帶四)	A
	S-28	心电图儀	心電計	A
	S-29	肺功能測定儀	肺機能測定装置	A
	S-30	超声雾化器	超音波ネブライザー	A
7. X線攝影実習区				
	S-31	500mA 一般X线机	500mA 一般X線撮影装置	A
	S-32	全自动洗片机	自動現像器	A
	S-33	观片灯	シャウカステン	A
8. 生殖保健手術実習区				
	S-34	妇科万能手術台	婦人科万能手術台	A
	S-35	婦科液圧検査床	婦人科油圧検査台	A
	S-36	无影灯	無影灯	A
	S-37	宫腔鏡(標準套件+攝像系統)	ヒステロスコープ	B
	S-38	洗手裝置	洗手装置	A
	S-39	吸引器	吸引器	A
9. 検査実習区				
	S-40	全自动生化分析儀	全自動生化学分析装置	A

M

	S-41	自动尿分析仪	自動尿分析器	A
	S-42	全自动血球计数仪	全自動血球計数計	A
	S-43	ELISA	ELISAシステム	A
	S-44	先天性异常检查仪	先天性異常検査器	B
	S-45	精液分析仪	精液分析器	B
	S-46	高速离心机	高速遠心器	A
	S-47	恒温水槽(数控)	恒温水槽(数控)	A
	S-48	药品冷藏柜	薬品冷蔵庫	A
	S-49	微量加液器	マイクロピペット	A
	S-50	超声波喷洗器	超音波洗浄器	A
	S-51	分析天平1mg	分析天秤1mg	A
	S-52	双目生物显微镜	双眼生物顕微鏡	A
10. 車両				
	S-53	综合检诊车	総合検診車	A
	S-54	小客车	マイクロバス	A
	S-55	面包车	ワゴン車	A
11. 補助設備				
	S-56	高压蒸汽灭菌装置(大卧式)	オートクレーブ(大臥式)	A
III 鎮サービス所実習区				
	Z-1	儿童体重、身高等检查器材	児童体重、身長等検査機材	A
	Z-2	妇科液压检查床	婦人科油圧検査台	A
	Z-3	双目生物显微镜	双眼生物顕微鏡	A
	Z-4	血压计	血圧計	A
	Z-5	便携式B超仪	携帯式超音波断層装置	B
	Z-6	红外乳腺检查仪	赤外乳腺検査器	B
	Z-7	多普勒	ドップラー	A
	Z-8	心电图	心電計	B

m

Handwritten signature and date: 2023/10/20

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力（無償）は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上で、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1) 調査の内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して E/N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該コンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務（技術あるいは輸送



等)を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4) 生産物及び役務の調達

無償資金は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民及び被援助国の国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府には以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 適正使用

贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8) 再輸出

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

9) 銀行取り極め

a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若くは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取り極め締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払手数料を負担しなければならない。

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極 (B/A) に基づく手数料 ①支払授權書 (A/P) 発給手数料 ②支払手数料		● ●
2	①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省までの国内輸送にかかる経費 ④贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省以降の国内輸送にかかる経費	● ●	● ●
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用		●
6	無償資金協力により供与される以外で、調達機材の据え付け等に必要となるその他の費用		●




基本研修計画

	研修班名称	研修生	参加人数	研修内容	期間	使用教室	使用機材	費用 (人民元)
1	中国中西部地区国際協力IP管理研修	中国中西部地区でIPサービスに従事する者 並にその上級主管部門の指導者、及びその他の地区のプロジェクト担当者からの参加希望者	100	国際協力IPの理念、戦略、方法	5日	マルチメディア教室、大教室、国際交流室	コンピュータ、プロジェクター、DVDレコーダー、同時通訳	研修費10万元は国家人口計生委 IIPプロジェクト経費から負担。 参加者の交通費は派遣元機関のプロジェクト経費から支出。
2	中国中西部地区末端コンピュータ情報管理システム構築	中国中西部地区プロジェクトサイトの情報管理の専門家及びその他の地区のプロジェクト担当者からの参加希望者	150	家族計画管理及びサービスシステムの管理維持と使用	15日	マルチメディア教室、大教室、コンピュータ室	コンピュータ、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費45万元は国家人口計生委の 関連プロジェクト経費から負担。 参加者の交通費は派遣元機関のプロジェクト経費から支出。
3	中国中西部地区優良家族計画サービス構築	中国中西部地区の一部の県計生委管理スタッフ	50	家族計画優良サービスの理念、内容、実施及び評価方法	5日	マルチメディア教室	コンピュータ、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費5万元は国家人口計生委の 関連プロジェクト経費から負担。 参加者の交通費は派遣元機関のプロジェクト経費から支出。
4	中国中西部地区青少年リベラル教育中堅スタッフ	中国中西部地区の小中高校保健教育担当者	100	青少年リベラル教育の内容及び指導方法に関する実地研修	5日	マルチメディア教室、大教室	コンピュータ、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費10万元は国家人口計生委の 関連プロジェクト経費から負担。 参加者の交通費は派遣元機関のプロジェクト経費から支出。
5	中国中西部地区更年期保健スタッフ業務研修	中国中西部地区の更年期保健中堅スタッフ	50	更年期保健、予防、治療とその実施方法	5天	マルチメディア教室、外来実習	コンピュータ、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費5万元は国家人口計生委の 関連プロジェクト経費から負担。 参加者の交通費は派遣元機関のプロジェクト経費から支出。
6	中国中西部地区避妊・計画出産技術中堅スタッフ班	中国中西部地区で避妊・計画出産手術に従事する母子保健医	50	避妊手術の操作手順及び家族計画の家庭訪問サービス基準	1ヶ月	マルチメディア教室、外来実習	コンピュータ、プロジェクター、DVDレコーダー、ビデオ投影機、手術台、婦人科万能ベッド、ポータブルモニタリング装置、手洗い装置、輸液ポンプ、注射ポンプ、吸引器、麻醉機材、小型高圧消毒装置、无影灯、コルポスコープ、血圧計等の医療機材	研修費30万元は派遣元機関が負担。 参加者の交通費も派遣元機関が負担。

10	中国中西部地区IPサイ トで寄生虫検査治療に 従事する中堅検査医	中国中西部地区IPサイ トで寄生虫検査治療に 従事する中堅検査医	50	寄生虫検査治療 の実施方法と操 作規定	5日	マツダ、大、外 教室、教室、 教室、実習 来実習	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー、 全自動生化学 分析器、自動尿 分析器、自動血 球計算器、ライ ザ、蛍光分析器、 顕微鏡等のラボ機材。	研修費5万円は国家人口計生委の IPプロジェクト経費から支出。 参加者の交通費は派遣元機関のIP プロジェクト経費から支出。
11	中国における AIDSの現状及び 予防治療戦略 研究	一部の省、市、県政府の 高級管理職員	100	国内外における AIDSの流行状 況、予防治療戦 略等	4日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー	研修費8万円及び交通費は国家人 口計生委の関連プロジェクト経費 及び派遣元機関により共同で負 担。
12	中国中西部地区 中高年保健スタ ッフ業務研修	中国中西部地区で高齢者 保健に従事する中堅医	50	中高年保健及び実 施方法	4日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー、 精密分析器、 肺機能測定器等、関連す る医療機材	研修費4万円は国家人口計生委の 研修事業経費から支出。参加者の 交通費は派遣元機関のIPプロ ジェクト経費から支出。
13	国連人口基金 プロジェクトに 関するセミナー 研修	UNFPAプロジェクトサイ トの管理スタッフ及び中 堅技術者	50	リプロヘルス、 家族計画プロ ジェクトの実施 成果に対する評 価、今後の展望	6日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室、国際 交流室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー	研修費6万円及び交通費は国家人 口計生委の関連プロジェクト経費 により負担。
14	中国中西部地区 男性健康研究 修班	中国中西部地区において 男性リプロヘルスに 従事する中堅医	50	男性生殖保健の 内容と実施方法	4日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー、 精密分析器等	研修費4万円は国家人口計生委の 研修事業経費から支出。参加者の 交通費は派遣元機関がプロジェ クト経費から支出。
15	年間中国国際 協力家族計画 IPセミナー	IP実施に従事する政府職 員(省、市、県)	100	IPに対する総括 評価、進捗状 況、今後の展望	6日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室、国際 交流室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー	研修費12万円は国家人口計生委 が関連プロジェクト経費より支 出。参加者の交通費は派遣元機 関が関連プロジェクト経費より支 出。
16	南南協力地区 政府高級管理 職員研修班	南南協力機関に 関連する南南 地区の公共衛生 高級管理職員	30	リプロヘルスと AIDS撲滅の進 展状況	7日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室、国際 交流室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー	研修費4.2万円は国家人口計生委 の関連プロジェクト経費より支 出。参加者の交通費は派遣元機 関が支出。
17	中国中西部地区 優質サービス プロジェクトに 関するセミナー	中国中西部地区の優質 サービスプロジェクトサ イト市(県)の管理 スタッフ及び技術 スタッフ	50	家族計画優 質サービスの進 展及び今後の展 望等	4日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー	研修費4万円は国家人口計生委の 関連プロジェクト経費より支 出。参加者の交通費は派遣元機 関のIPプロジェクト経費より支 出。
18	中国中西部地区 家族計画 ワークショップ	中国中西部地区の一部の 市(県)の管理 スタッフ及び技術 スタッフ(市、	50	段階的評価及 び今後の展望	5日	マツダ、大、大 教室、教室、 教室	コンピュータ、 プロジェクター、 D.V.Dプレーヤー	研修費5万円は国家人口計生委の 関連研修事業経費より支出。参加 者の交通費は派遣元機関の経費よ

19	中国中西部地区の計画生協会ワークショップ	中国中西部地区の一部の市(県)において計画生育協会の業務に従事する中堅スタッフ	50	中国中西部地区における計画生育協会の業務実務及び家庭保健サービスの管理内容、実施方法及び評価方法	4日	マルチメディア教室、大教室	コンピューター、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費4万円は関連経費より支出。参加者の交通費は派遣元の経費より支出。
20	中国中西部地区の計画生協会ワークショップ	中国中西部地区IPサイト担当者	100	家庭保健サービスの管理内容、実施方法及び評価方法	5日	マルチメディア教室、大教室	コンピューター、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費10万円は国家人口計生委のIPプロジェクト経費から支出。参加者の交通費は派遣元の経費より支出。
21	中国中西部地区の計画生協会ワークショップ	中国中西部地区のIPサイト市(県)	100	家庭保健業務規定及び技術	5日	マルチメディア教室、大教室、外実習	コンピューター、プロジェクター、DVDレコーダー	研修費10万円は国家人口計生委のIPプロジェクト経費から支出。参加者の交通費は派遣元の経費より支出。

注:上記研修班には、江蘇省、蘇州、太倉を対象とする研修は含まれない。



実施スケジュール

年度 月順	2004年度												2005年度												
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議			△																						
E/N				△																					
施設建設																									
設計・入札			■																						
基礎躯体工事				■																					
仕上・設備												■													
完工																									△
機材調達																									
実施設計																									
調達・輸送																									
据付																									
引渡し																									△

me

Handwritten signature and initials.

財政部、国家稅務總局、外經貿部による
外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける
中国での物資購入に際しての増値稅免除に関する通知

2002年1月11日 財免〔2002〕2号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、国家稅務局、新疆生產建設兵團財務局：

我が国が受ける外国政府及び国際機関からの無償援助專案を促進するため、また、援助プロジェクトの順調な実施のため、國務院の承認の下、2001年8月1日より、外国政府及び国際機関による無償資金プロジェクトにおいて国内で購入する物品については増値稅が免除されるとともに、免稅物品を販売した機關については、免稅高品の仕入稅額をその他売上商品の売上稅額から控除する。今般、「外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける国内での物品購入に際しての増値稅免除に関する管理規定」を送付するので、その遵守を願う。

附屬：「外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける国内での貨物購入に際しての増値稅免除に関する管理規定」

写し：國務院辦公庁、各省・自治区・直轄市・計画単列市駐在財政部財政監察專員事務所

MS

外国政府及び国際機関の無償援助プロジェクトにおける国内での物品購入に際しての増値税免除に関する管理規定（試行）

1. 我が国が受ける外国政府及び国際機関による無償援助事業を促進するため、また、外国政府及び国際機関が無償資金プロジェクトにおける国内での物品購入に際し、増値税免除をより適切に実施するため、本規定を制定する。

2. 本規定は、外国政府及び国際機関（具体的機関名については別紙1）が我が国に対して提供した無償援助プロジェクトにおいて我が国国内で購入された物品及びそのために物品を提供した国内企業（以下「供給者」と言う。）について適用される。

3. 無償資金プロジェクトが成立した後、援助プロジェクトが必要とする機材を購入する者（以下「購入者」と言う。）は、プロジェクト実施機関と共同で、対外貿易経済合作部と国家税務総局に対して、免税購入申請を同時に提出する必要がある。同申請の内容は以下を含む必要がある；援助プロジェクト名称、援助実施者、援助対象機関、購入者と供給者との間で締結された販売契約（写し）等；更に、「外国政府及び国際機関の無償資金プロジェクトにおける国内購入機材一覧表」（別紙2）を記入する必要がある。購入を他人に委託する場合には、委託合意書及び実際の購入者に関する詳細、即ち購入者名、所在地、担当者、担当者連絡先等について提出する必要がある。

供給者は販売契約を締結した後、その写しを企業が所在する税務部門に提出する必要がある。

4. 対外貿易経済合作部は、購入者及びプロジェクト実施機関からの購入に関する免税購入申請を受領した後、プロジェクトの内容に関する真正性、購入機材が援助プロジェクトにおいて用いられるものか否か等につき審査及び確認を行う。審査及び確認により誤りがないと認められた場合には、対外貿易経済合作部は国家税務総局に対して申請内容に誤りがないことを証明する書類を発行する。

5. 国家税務総局は、供給者並びに実施機関により提出された購入免税申請及び対外貿易経済合作部により発行された証明書類を受領した後、供給者の所在地における主管税務部門を通じ、免税申請における購入機材に関する状況を照合する。税務部門による証明書類と対外貿易経済合作部による証明書類の内容が一致した場合には、国家税務総局は供給者の所在地における主管税務部門に対し、供給者が関係機材を販売する際には増値税を免除する旨の書類を送付すると共に、その写しを財政部、対外貿易経済合作部並びに購入者に送付する。

6. 供給者は、購入者が示した免税書類に基づき、同書類に記載された規定に従い増値税を含まない価格で購入者に機材を販売する。

供給者は、主管税務部門に対して免税申請を行う必要がある。供給者の所在地における主管税務部門は、国家税務総局が発行した免税書類に基づき供給者の売上税額免除及び仕入れ税額控除を行う。

7. 購入者並びにプロジェクト実施機関が免税購入申請並びに「外国政府及び国際機関の無償資金プロジェクトにおける国内購入機材一覧表」を提出した後は、その内容を自由に変更してはいけない。変更が必要な場合には、本実施規定の手続きに基づき別途審査並びに許可を受けることが必要となる。

8. 免税で購入された機材は、規定された援助プロジェクトのためにのみ使用することが可能であり、販売又はその他のプロジェクトに流用することは出来ない。これに違反した場合には、税の詐取と見なし、「中華人民共和國租税徴収管理法」第68条の関連規定に基づき処分する。

9. 本規定は2001年8月1日より実施する。

附属1：国際機関一覧

附属2：外国政府及び国際機関の無償資金プロジェクトにおける国内購入機材一覧表

Handwritten signature or mark in the bottom right corner.

Handwritten mark in the bottom left corner.

国際組織リスト

一. 国連関係

1. 国連開発計画 (UNDP)
2. 国連環境計画 (UNEP)
3. 国連貿易開発会議 (UNCTAD)
4. 国連人口基金 (UNFPA)
5. 国連児童基金 (UNICEF)
6. 国連難民高等弁務官 (UNHCR)
7. 国連欧州経済委員会 (UN/ECE)
8. 世界食糧計画 (WFP)
9. アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)
10. 宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS)

二. 国連と関係を持つ政府機関

11. 国際労働機関 (ILO)
12. 国連食糧農業機関 (FAO)
13. 国連教育科学文化機関 (UNESCO)
14. 世界保健機構 (WHO)
15. 国際通貨基金 (IMF)
16. 国際開発協会 (IDA)
17. 国際復興開発銀行 (IBRD)
18. 国際金融公社 (IFC)
19. 国際民用空港機関 (ICAO)
20. 万国郵便連合 (UPU)
21. 国際電信連盟 (ITU)
22. 世界気象機関 (WMO)
23. 国際海事機関 (IMO)
24. 世界知的所有権機関 (WIPO)
25. 国際農業開発基金 (IFAD)
26. 国連工業開発機関 (UNIDO)
27. 国際原子力機構 (IAEA)
28. 世界貿易機関 (WTO)

三. その他の関係国際機関と金融機構

29. 国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)
30. 赤十字国際委員会 (ICRC)
31. 欧州連合 (EU)

mf

Handwritten signature

- 32. アジア太平洋経済協力 (APEC)
- 33. アジア開発銀行 (ADB)
- 34. 国際協力事業団 (JICA)
- 35. 韓国国際協力団 (KOICA)
- 36. 国際家族計画連盟 (IPPF)
- 37. 国際移動通信衛星機構 (INMARSAT)
- 38. アラブ連盟 (LAS)

附属 2 :

外国政府と国際機関の無償援助プロジェクトが中国で購入した
物品の明細表

プロジェクト名 :

中国側案件担当機関及び連絡先電話番号 :

援助国 :

物品購入省及び連絡先電話番号 :

物品名称	規格型番	数量	単価	総額	供給者名称	供給者住所	供給者連絡先電話	供給者担当者

Handwritten mark

Handwritten signature

中国生殖健康家庭保健培训中心器材完善计划基本设计调查

会谈纪要

日本政府根据中华人民共和国的申请，决定实施“中国生殖健康家庭保健培训中心器材完善计划”（以下简称“计划”）基本设计调查，并委托独立行政法人日本国际协力机构（以下简称“JICA”）实施该调查。

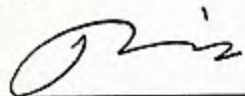
JICA自2004年1月4日至1月21日，向中华人民共和国派遣以无偿资金协力部业务第二课课长代理藤本正也先生为团长的基本设计调查团（以下简称“调查团”），在与中华人民共和国政府有关方面（以下简称“中方”）协商的同时，进行了现场调查。

经现场调查和协商，双方确认了附属文件所记载的主要事项。本调查团将继续进行调查，编写基本设计调查报告书。

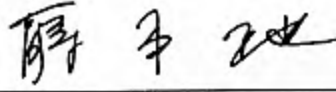
本会谈纪要由正文和附属文件构成，中文文本和日文文本各作三份，两种文本具有同等效力，经中日相关各方签署同意，各持一套。

2004年1月15日 于北京

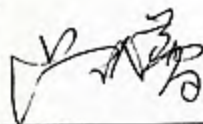
中华人民共和国
国家人口和计划生育委员会
副主任
赵白鸽



日本国独立行政法人日本国际协力机构
基本设计调查团
团长
藤本正也



中华人民共和国
太仓市人民政府
副市长
盛蕾



附属文件

1. 目的

中国正在积极开展将生殖健康和家庭保健服务结合在一起的、以人为本的计划生育推进工作(结合项目: IP=Integration Project)。本计划的目的在于完善中国生殖健康家庭保健培训中心(以下称“中心”)面向全国相关管理和技术服务人员进行培训工作所需培训器材。

2. 责任机构和实施机构

本计划的责任机构为中华人民共和国国家人口和计划生育委员会, 实施机构为太仓市人民政府(太仓市计划生育委员会)。

3. 申请内容

经与调查团协商, 中方最后申请的器材如附件 1 所示。

4. 援助的基本方针

JICA 将通过今后的现场调查及日本国内分析工作, 验证此申请内容的妥当性, 在做出此申请内容适合于无偿资金援助的判断时, 向日本政府提出批准的建议。但本计划器材的品种、规格和数量, 需在综合考虑今后分析的结果和日本政府对本计划的预算后, 最终做出决定。

5. 日本无偿资金援助的制度

调查团对中方就附件 2 所示的日本无偿资金援助制度重新做了说明, 中方对此表示理解。中方理解并表明, 在本计划的无偿资金援助付诸实施时, 为确保援助的顺利进行, 中方将执行附件 3 所述中方应采取的必要措施。

6. 今后调查计划

(1) 本调查团将继续本次现场调查, 到 2004 年 1 月 21 日结束。

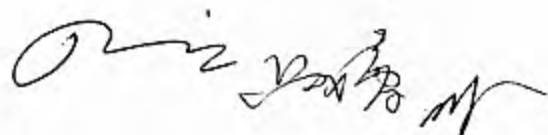
(2) JICA 在编写基本设计概要书后, 将于 2004 年 3 月份派遣基本设计概要说明调查团, 向中方说明基本设计概要, 并确认中方准备工作的进展情况。

(3) 在中方原则上接受基本设计概要书所记载内容的前提之下, JICA 将编写基本设计调查报告书, 于 2004 年 6 月份交付中方。

7. 其它协商事项

(1) 关于 IP 工作的地位

中方向日方说明, IP 工作对中国的人口和计划生育活动带来了积极的影响, 在人口与计划生育工作思路和工作方法的转变中, 产生了重要的作用, 成为促进综合解决人口问题的重要经验之一。



1992年，国家人口和计划生育委员会决定将本中心建设成全国IP培训基地。

(2) 受益对象地区

中方向日方说明，本中心人才培养工作的重点对象为中西部地区。

(3) 活动计划

基于上述(2)的构思，中方制定了本中心面向中西部地区的活动计划，并提交日方。(附件4)

日方表明，将该活动计划和今后由中方提交日方的面向非中西部地区活动计划作为今后分析工作的基础。

(4) 运营体制

中方表明，中心运营规模扩大所必需的人员和资金，由中方负责解决。

(5) 中心建筑

中方表明，负责完成本中心建筑工作，并将施工进度表提交日方。(附件5)

(6) 完善各地方器材

为了将本中心的培训效果在各地得到具体落实，国家人口和计划生育委员会表明今后将积极推动各地方政府在当地引进与本中心具有同等功能的设备。

(7) 免税措施

2002年1月，中国政府关于日本无偿资金援助项目在中国国内采购中国产品的增值税(VAT)问题，决定采取免税措施。中日双方确认这项决定将适用于本计划(详见附件6)。另外，中方同意为免征除此之外的各种税金，将协调有关部门采取必要措施。

(8) 对中国公众的宣传和报道

日方希望中方开展相关的宣传报道活动，以使广大中国公众了解本计划为日本无偿资金援助所实施的项目。

中方承诺将通过报纸、电视等各种媒体，在中国国内开展广泛的宣传报道工作，由此增加中国公众的理解。

(9) 保密义务

中日双方确认，到招投标工作结束时为止，除对有关人员以外不得公开设备规格等本计划相关所有资料。

附件1 申请器材清单

附件2 日本国无偿资金援助的制度

附件3 中日两国政府主要承担事项

附件4 培训计划

附件5 建筑日程

附件6 有关增值税问题的措施



附件1

申請器材清單

	CODE	機材名(中文)	機材名(和文)	優先度
I 訓練部				
1. 大教室				
	T-1	大教室用視頻系統	大教室用視聽覺システム	A
2. 國際訓練交流室				
	T-2	國際交流培訓室用視頻系統	國際交流訓練室用視聽覺システム	A
3. 中教室				
	T-3	中教室用視頻系統	中教室用視聽覺システム	A
4. 閱覽室				
	T-4	閱覽室系統	閱覽室システム	A
5. 資料圖書室				
	T-5	資料室用空調器	資料室用空調器	A
6. コンピューター訓練室				
	T-6	培訓中心計算機局域網	コンピューター訓練システム	A
7. 教材作成室				
	T-7	教材制作機材	教材作成用機材	A
8. 教學用具				
	T-8	教學用具	教學用具	A
II 家庭保健サービス實習区				
1. 兒童保健實習区				
	S-1	兒童體重、身高等檢查器材	兒童體重、身長等檢查器材	A
	S-2	小兒驗光儀	小兒用調節測定器	A
	S-3	視力篩查儀	視力測定器	A
	S-4	同視儀	弱視鏡	B
	S-5	眼科自動屈光度計	眼科自動屈光度計	B
	S-6	眼底鏡	検眼鏡	B
	S-7	听力篩查儀	聴力検査器	A
	S-8	超声波洁牙器	超音波スケラー	A
	S-9	牙科综合治疗台	歯科総合治療台	B
2. 兒童保健視聽宣教区				
	S-10	电视机(29吋)	テレビ	A
	S-11	DVD机	DVDプレーヤー	A
3. 婦人保健實習区				
	S-12	妇科液圧検査床	婦人科油圧検査台	A
	S-13	无影灯(検査用)	無影灯	A
	S-14	胎心监护仪	胎児監視装置	A
	S-15	血压计	血圧計	A
	S-16	微波治疗仪	マイクロウェーブ治療器	A
	S-17	骨盆測量儀	骨盤計測器	A
4. 婦人保健視聽宣教区				
	S-18	电视机(29吋)	テレビ	A
	S-19	DVD机	DVDプレーヤー	A
5. 影像診斷實習区				
	S-20	B超仪(標準套+選購件)	超音波断層装置	A
	S-21	便携式B超仪	携帯式超音波断層装置	A
	S-22	红外线乳腺检查仪	赤外線乳腺検査器	A
	S-23	骨密度检查仪	骨密度検査器	B
	S-24	心电图仪	心電計	A
6. 中老年保健と男性生殖保健實習区				
	S-25	血压计	血圧計	A
	S-26	三维多功能牵引床	牽引ベッド	A
	S-27	高電圧治療器(一帶四)	高電圧治療器(一帶四)	A
	S-28	心电图仪	心電計	A
	S-29	肺功能测定仪	肺機能測定装置	A
	S-30	超声雾化器	超音波ネブライザー	A
7. X線攝影實習区				
	S-31	500mA一般 X线机	500mA 一般X線撮影装置	A
	S-32	全自动洗片机	自動現像器	A
	S-33	观片灯	シャウカステン	A
8. 生殖保健手術實習区				
	S-34	妇科万能手术台	婦人科万能手術台	A
	S-35	妇科液圧検査床	婦人科油圧検査台	A
	S-36	无影灯	無影灯	A
	S-37	宫腔镜(標準套件+攝像系統)	ヒステロスコープ	B
	S-38	洗手装置	洗手装置	A
	S-39	吸引器	吸引器	A
9. 検査實習区				
	S-40	全自动生化分析仪	全自動生化学分析装置	A
	S-41	自动尿分析仪	自動尿分析器	A

	S-42	全自动血球计数仪	全自動血球計数計	A
	S-43	ELISA	ELISAシステム	A
	S-44	先天性异常检查仪	先天性異常検査器	B
	S-45	精液分析仪	精液分析器	B
	S-46	高速离心机	高速遠心器	A
	S-47	恒温水槽(数控)	恒温水槽(数控)	A
	S-48	药品冷藏柜	薬品冷蔵庫	A
	S-49	微量加液器	マイクロピペット	A
	S-50	超声波喷洗器	超音波洗浄器	A
	S-51	分析天平1mg	分析天秤1mg	A
	S-52	双目生物显微镜	双眼生物顕微鏡	A
	10	車両		A
	S-53	综合检诊车	総合検診車	A
	S-54	小客车	マイクロバス	A
	S-55	面包车	ワゴン車	A
	11	補助設備		A
	S-56	高压蒸汽灭菌装置(大臥式)	オートクレーブ(大臥式)	A
	III	鏡サービス所実習区		
	Z-1	儿童体重、身高等检查器材	児童体重、身長等検査機材	A
	Z-2	妇科液压检查床	婦人科油圧検査台	A
	Z-3	双目生物显微镜	双眼生物顕微鏡	A
	Z-4	血压计	血圧計	A
	Z-5	便携式B超仪	携帯式超音波断層装置	B
	Z-6	红外乳腺检查仪	赤外乳腺検査器	B
	Z-7	多普勒	ドップラー	A
	Z-8	心电图	心電計	B

1. 无偿资金援助实施的程序

我国的无偿资金援助按照如下程序进行。

第一阶段的“申请”是：日本国政府（外务省）根据受援国提出的申请书，研究其作为无偿援助的适当性。如果确认该项目的优先度较高，指示 JICA 进行调查。

第二阶段的“调查”（基本设计调查）由 JICA 实施，不过 JICA 原则上采取与我国咨询公司签订合同的方法进行调查。

第三阶段的“审查与批准”是：根据在第二阶段 JICA 编写的基本设计调查报告书，日本政府审查该项目作为无偿资金援助是否合适，然后向日本内阁会议上报批准。

内阁会议所批准的项目，在第四阶段由两国政府签署交换公文（E/N）正式决定。无偿资金援助就付诸实施。

实施无偿援助时，对招标、合同手续及其他事项，JICA 对受援国政府给予协助。

2. 调查的原则

（1）调查的内容

JICA 进行的调查（基本设计调查）是：对申请的背景、目的、效果及项目实施所需维护管理能力等开发调查；同时在技术、社会、经济等方面谈改项目的适当性；然后与受援国政府协商项目基本设想，双方进行确认；同时进行项目基本设计和费用概算。但是，其项目是为日本政府提供作为无偿援助审批项目是所需的基本资料（判断的资料）。

当然，申请内容并不是全部不变地成为援助对象，考虑日本无偿援助的制度等，对项目基本设想进行确认。

另外，作为无偿援助实施项目时，我国从希望受援国自主努力的立场出发，要求受援国方面也采取有关的必要措施，而即使该措施超过主管实施机关所管辖的范围，也同该机关要求保证实施该措施。最终，通过会谈纪要与对方政府的相关机构进行确认。

（2）咨询公司的选定

关于通过政府换文决定实施无偿资金援助之后要签订的咨询单位合同，因为需要保持基本设计调查与详细设计工作在技术上的连贯性，JICA 向受援国政府推荐该咨询公司。

3. 无偿资金援助方式

（1）什么叫无偿援助？

无偿援助是不要求受援国偿还的向其提供资金的援助。根据日本的有关法规，按照以下原则提供为采购有利于受援国自身的经济社会发展计划的设施、器材及服务（技术和运输等）所需资金。我国不采取直接采购器材和设备等以实物提供的方式。

（2）交换公文的签署

实施无偿资金援助时，需要政府之间达成协议，签署交换公文（E/N）。在 E/N 中，该项目的目的、援助的期限、实施条件、援助限额等得到确认。

（3）援助期限

“援助期限”在日本举行内阁会议批准的该会计年度内，在此期间必须完成从

签署交换公文到签订咨询单位合同及承包单位合同直至最终付款的全部工作。

但是，如因气象等不可抗拒的原因造成运输、安装、施工等延误，根据两国间的协议可延长一年（一个财政年度）

(4) 产品及劳务的筹措

无偿援助资金，原则上应合理地采购日本国和受援国的产品以及日本国民和受援国国民的劳务。这里所说的“日本国民”一词，指的是日本国的国民或其支配的日本国的法人代表。

但是两国政府认为有必要时，无偿资金援助也可用于购买第三国（日本国和受援国以外）的产品和运输等劳务。但是，本着无偿援助的原则，实施援助时的主要承包单位，即咨询公司、施工公司，以及器材采购公司只限于“日本国民”。

(5) “合同的核定”的必要性

受援国政府（或政府指定的机构）同“日本国民”以“日元”缔结合同，并须经日本国政府“核定”，本规定以无偿援助资金来源于日本国民的税金为依据。

(6) 要求受援国采取的措施

实施无偿资金援助时，要求受援国政府采取下列措施

- 1) 就设施建设项目，落实建筑设施所需土地，并平整用地。
- 2) 平整用地时，应同时整建牵到用地的供电、供水、排水及其他附带设备。
- 3) 就提供物资和器材等项目，应确保所需建筑物等。
- 4) 原则上应负担利用无偿援助购买的产品在港口卸货，结关及国内运输所发生的经费，并确保迅速实施。
- 5) 免除日本国民根据核定合同采购的产品及服务的关税、国内税款及其他财政税捐。
- 6) 对根据核定合同提供服务的日本国民，为执行其工作而入境和居留，提供必要的方便。
- 7) 合理的使用

保证根据无偿资金援助所建社的设施及所购买的器材为本项目的实施得到适当而有效的维护和使用，并确保为此所需的人员等。

同时，负担为实施项目必须的无偿援助范围以外的维护、管理费等全部费用。

8) 再出口

利用无偿援助基金购买的产品不应从受援国再出口。

9) 银行协定

a) 受援国政府或“受指定的机构”必须在日本国内的银行开设受援国政府名义的账户，日本国政府根据经核定的合同把受援国政府或受指定的机构用于偿还债务的资金以日元汇到上述账户，以此执行无偿资金援助。

b) 根据受援国政府或指定的机构发行的“支付授权书”，银行向日本国政府提交付款通知单时，日本政府执行缴付。

10) 支付授权书

对缔结协定的银行，受援国政府应负担支付授权书通知手续费及支付手续费。

	负担事项	日本	中国
1	根据银行协定(B/A)的手续费 ① 支付授权书(A/P)发行手续费 ② 支付手续费		● ●
2	① 用增款采购的产品自日本到中国的运输 ② 负担有关港口卸货和报关的经费, 并促进手续迅速办理 ③ 用增款采购的产品到计划对象省会的国内运输经费 ④ 用增款采购的产品在计划对象省内的国内运输经费	● ●	● ● ●
3	根据合同采购的产品和劳务中, 免征向日本国民征收的关税、国内税款及其他财政税捐		●
4	对根据已核定的合同而提供的日本国民的劳务, 为其履行工作而入境和逗留提供必要的方便		●
5	为了实施本计划, 合理、有效地维护并使用利用无偿援助资金购置的器材, 负担需要的费用		●
6	日本无偿资金援助中没有包括的、器材安装费等其它所需经费		●

基本培训计划

培训班名称	进修人员	参加人数	培训内容	日期	使用教室	使用器材	费用 (人民币)
1 中国中西部地区国际合作项目国际合作项目管理培训	中国中西部地区实施项目点管理者及其上级分管领导和其他地区项目点自愿参与人员	100	国际合作项目管理理念、战略、方法	5天	多媒体教室、大型教室、国际交流室	电脑、投影仪、影碟机、同步翻译	培训费用 10 万元由国家人口计生委 IP 项目经费提供, 参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
2 中国中西部地区基层微机信息管理人员业务培训班	中国中西部地区项目点信息管理骨干和其他地区项目点自愿参与人员	150	计划生育管理和服务工作信息管理系统的维护和使用	15天	多媒体教室、大型教室、电脑室	电脑、投影仪、影碟机	培训费用 45 万元由国家人口计生委相关项目经费提供, 参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
3 中国中西部地区计划生育优质服务骨干管理培训	中国中西部地区部分县计生委管理人员培训	50	计划生育优质服务理念、内容、组织实施及评估方法	5天	多媒体教室	电脑、投影仪、影碟机	培训费用 5 万元由国家人口计生委相关项目经费提供, 参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
4 中国中西部地区青少年生殖健康教育骨干业务培训	中国中西部地区项目点负责中小学保健教育者	100	青少年生殖保健健康教育内容、组织实施办法和指导技巧知识	5天	多媒体教室、大型教室	电脑、投影仪、影碟机	培训费用 10 万元由国家人口计生委相关项目经费提供, 参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
5 中国中西部地区更年期保健骨干业务培训	中国中西部地区项目点更年期保健骨干	50	更年期保健、更年期常见病防治、组织实施方法	5天	多媒体教室、门诊实习	电脑、投影仪、影碟机、	培训费用 5 万元由国家人口计生委相关项目经费提供, 参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
6 中国中西部地区避孕节育技术	中国中西部地区项目点从事避孕节育手术的妇	50	避孕节育手术操作常规和计划生育	1个月	多媒体教室、门诊	电脑、投影仪、影碟机、摄像传输系统、妇科万	培训费用 30 万元由派出单位自付, 参训人员交通费用由派出单

	木骨干带教班	保医生		育随访服务规范		诊实习	能手术台、妇科冲洗床、宫腔镜、便携式监护仪、洗手装置、输液泵、注射泵、吸引器、麻醉机、小型高压消毒装置、无影灯、阴道镜、血压计等医疗器械	位自付
7	中国中西部地区孕妇产保健骨干业务培训	中国中西部地区项目点从事孕妇产保健的妇幼保健医生	50	规范化孕妇产保健各项工作要求	5天	多媒体教室、门诊实习	电脑、投影仪、影碟机、摄像传输系统、电脑、投影仪、影碟机、摄像传输系统、便携式监护仪、洗手装置、小型高压消毒装置、血压计、胎心监护仪、骨盆测量仪等医疗器械	培训费用5万元由国家人口计生委IP项目经费中列支,参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
8	中国中西部地区婴幼儿和儿童保健骨干业务带教班	中国中西部地区项目点从事婴幼儿保健的儿保医生	50	规范化婴幼儿保健各项工作要求	1个月	多媒体教室、国际交流室	电脑、投影仪、影碟机、摄像传输系统、儿童体重和身高检测器材、小儿验光仪、视力筛查仪、同视仪、小儿弱视斜视治疗仪、眼科自动屈光度计、眼压计、直间接眼底镜、五官综合治疗仪、超声波洁牙器、牙科综合治疗台等相关医疗器械	培训费用30万元由国家人口计生委IP项目经费中列支,参训人员交通费用由派出单位IP项目经费列支
9	中国中西部地	中国中西部地区项目点	100	妇女病查治工作	8天	多媒体	电脑、投影仪、影碟机、	培训费用16万元由国家人口计

	区妇女病查治 工作培训班	从事妇女病查治工作的 妇科医生骨干	人(2 期)	的组织方法和操 作规范		教室、大 教室	摄像传输系统、妇科万 能手术台、妇科冲洗床、 宫腔镜、便携式监护仪、 洗手装置、输液泵、小 型高压消毒装置、无影 灯、阴道镜、血压计、B 超仪、心电图仪、红外 线乳腺检查仪等相关医 疗器材	生委相关项目经费提供，参训人 员交通费用由派出单位经费列 支
10	中国中西部地 区寄生虫查治 骨干业务培训	中国中西部地区项目点 从事寄生虫查治工作的 检验医生骨干	50	寄生虫查治工作 的组织 and 操作规 范	5天	多媒 体教室、大 教室、门 诊实习	电脑、投影仪、影碟机、 全自动生化分析仪、自 动尿分析仪、全自动血 球计数仪、酶标仪、荧 光分析仪、显微镜等化 验器材	培训费用5万元由国家人口计生 委在培训事业经费中列支，参训 人员交通费用由派出单位IP项 目经费列支
11	中国 AIDS 现状 与防治策略培 训	部分省、市、县高级管 理官员	100	国内外 AIDS 流 行趋势、防治策略 等	4天	多媒 体教室、大 教室	电脑、投影仪、影碟机	培训费用8万元和交通费用由 国家人口计生委相关项目经费 和派出单位共同负担
12	中国中西部地 区中老年保健 骨干业务培训	中国中西部地区从事老 年保健的骨干医生	50	中老年保健知识 和组织方法	4天	多媒 体教室、大 教室、大 教育	电脑、投影仪、影碟机、 精液分析仪、肺功能测 定义等相关医疗器材	培训费用4万元由国家人口计生 委在培训事业经费中列支，参训 人员交通费用由派出单位IP项 目经费列支
13	联合国人口基 金第五周期项 目研讨培训	实施项目地区管理和技 术骨干	50	生殖健康、计划生 育项目实施成效 评估、发展趋势等	6天	多媒 体教室、大 教室、国 际交流 室	电脑、投影仪、影碟机	培训费用6万元由和交通费用由 国家人口计生委相关项目经费 负担。

14	中国中西部地区关爱男性健康培训班	中国中西部地区从事男性生殖保健的医生骨干	50	男性生殖保健的内容和方法	4天	多媒体教室、大教育	电脑、投影仪、影碟机、精液分析仪等	培训费用4万元由国家人口计生委在培训事业经费中列支, 参训人员交通费用由派出单位项目经费列支
15	年度中国国际合作计划生育结合项目研讨会	实施IP项目官员(省、市、县)	100人	IP项目总结评估、新进展与发展趋势	6天	多媒体教室、大教育、国际交流室	电脑、投影仪、影碟机	培训费用12万元由国家人口计生委相关项目经费, 参训人员交通费用由派出单位相关项目经费列支
16	南南合作地区高级管理官员培训班	南南合作组织有关国家、地区公共卫生高级管理官员	30人	生殖健康与AIDS控制新进展	7天	多媒体教室、大教育、国际交流室	电脑、投影仪、影碟机	费用4.2万元由国家人口计生委相关项目经费, 参训人员交通费用由派出单位列支
17	中国中西部地区优质服务系列工程项目研讨会	中国中西部地区项目点市(县)管理与技术人员	50人	计划生育优质服务发展方向、新进展等	4天	多媒体教室、大教育	电脑、投影仪、影碟机	培训费用4万元由国家人口计生委在相关项目经费, 参训人员交通费用由派出单位IP项目经费列支
18	中国中西部地区计划生育工作研讨会	中国中西部地区项目点市(县)管理、技术人员(市、县)	50人	阶段性评估与发展趋势	5天	多媒体教室、大教育	电脑、投影仪、影碟机	培训费用5万元由国家人口计生委相关培训事业经费中列支, 参训人员交通费用由派出单位经费列支
19	中国中西部地区计划生育协会工作研讨会	中国中西部地区项目点市(县)从事计生协工作的骨干	50人	中西部地区计划生育协会开展工作的理念和工作方法	4天	多媒体教室、大教育	电脑、投影仪、影碟机	培训费用4万元由相关经费中列支, 参训人员交通费用由派出单位经费列支
20	开展家庭保健	中国中西部地区项目点	100	开展家庭保健服务	5天	多媒体	电脑、投影仪、影碟机	培训费用10万元由国家人口计

	服务管理培训班	市（县）家庭保健管理工作负责人		务的管理理念、工作内容、组织技巧和评估方法		教室、多媒体教育		生委 IP 项目经费中列支，参训人员交通费用由派出单位 IP 项目经费列支
21	开展家庭保健服务技术培训班	中国中西部地区项目点市（县）	100	家庭保健业务规范和技术要求	5 天	多媒体教育、门诊实习	电脑、投影仪、影碟机	培训费用 10 万元由国家人口计生委 IP 项目经费中列支，参训人员交通费用由派出单位 IP 项目经费列支

注：上述培训班会含江苏省、苏州市和太仓当地培训班。

建筑日程

	年度		2004年度												2005年度														
	月	順	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
阁议					△																								
E/N						△																							
设施建设																													
设计招标			■																										
地基及主体工程																													
装修及设备安装																													
完工																												△	
器材筹集																													
实施设计																													
筹集、运输																													
安装																													
完工																												△	

财政部 国家税务总局 外经贸部 关于外国政府和国际组织无偿援助项目 在华采购物资免征增值税问题的通知

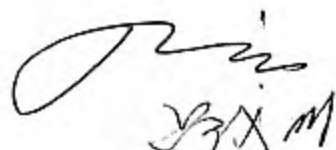
2002 年 1 月 11 日，财税〔2002〕2 号

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、新疆生产建设兵团财务局：

为促进我国接受外国政府和国际组织无偿援助工作的开展，保证援助项目的顺利实施，经国务院批准，自 2001 年 8 月 1 日起，对外国政府和国际组织无偿援助项目在国内采购的货物免征增值税，同时允许销售免税货物的单位，将免税货物的进项税额在其他内销货物的销项税额中抵扣。现将《外国政府和国际组织无偿援助项目在国内采购货物免征增值税的管理办法》印发给你们，请遵照执行。

附件：外国政府和国际组织无偿援助项目在国内采购货物免征增值税的管理办法（试行）

抄送：国务院办公厅，财政部驻各省、自治区、直辖市、计划单列市财政监察专员办事处。



附件：

外国政府和国际组织无偿援助项目在国内 采购货物免征增值税的管理办法 (试行)

一、为促进我国接受外国政府和国际组织无偿援助工作的开展，做好外国政府和国际组织无偿援助项目在国内采购货物免征增值税的工作，特制定本办法。

二、本办法适用于外国政府和国际组织（具体名单见附件一）对我国提供的无偿援助项目在我国境内所采购的货物，以及为此提供货物的国内企业（以下简称供货方）。

三、在无偿援助项目确立之后，援助项目所需物资的采购方（以下简称购货方）通过项目单位共同向对外贸易经济合作部和国家税务总局同时提交免税采购申请，内容包括：援助项目名称、援助方、受援单位、购货方与供货方签订的销售合同（复印件）等，并填报《外国政府和国际组织无偿援助项目在华采购货物明细表》（见附件二）。如委托他人采购，需提交委托协议和实际购货方的情况，包括购货方的单位名称、地址、联系人及联系电话等。

供货方在销售合同签订后，将合同（复印件）送交企业所在地税务机关备案。

四、对外贸易经济合作部在接到购货方和项目单位的免税采购申请后，对项目有关内容的真实性、采购货物是否属援助项目所需等内容进行审核。审核无误后，对外贸易经济合作部向国家税务总局出具申请内容无误的证明材料。

五、国家税务总局接到购货方和项目单位的免税采购申请和对外贸易经济合作部出具的证明材料

后，通过供货方所在地主管税务机关对免税申请所购货物的有关情况进行核实。如主管税务机关出具的证明材料与对外贸易经济合作部出具的证明材料的相关内容一致，国家税务总局向供货方所在地主管税务机关下发供货方销售有关货物免征增值税的文件，同时抄送财政部、对外贸易经济合作部和购货方。

六、供货方凭购货方出示的免税文件，按照文件的规定，以不含增值税的价格向购货方销售货物。

供货方应向其主管税务机关提出免税申请。供货方所在地主管税务机关凭国家税务总局下发的免税文件为供货方办理免征销项税及进项税额抵扣手续。

七、购货方和项目单位提交免税采购申请和《外国政府和国际组织无偿援助项目在华采购货物明细表》后，其内容不允许随意变更。如确需变更，应按本办法规定程序另行报送审批。

八、免税采购的货物必须用于规定的援助项目，不得销售或用于其他项目，否则视同骗税，依照《中华人民共和国税收征收管理法》第六十六条的有关规定处理。

九、本办法自2001年8月1日起执行。

附：一、国际组织名单

二、外国政府和国际组织无偿援助项目在华采购货物明细表

中華人民共和国
リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画
基本設計概要説明調査 協議議事録

2004年1月に、独立行政法人国際協力機構(以下、JICAという)は、中華人民共和国に対し「リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査団を派遣し、中国政府関係者(以下、中国側という)との協議、現地調査及び日本での国内解析を踏まえ、基本設計概要書を取りまとめた。

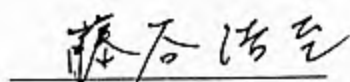
JICAは、中国側に基本設計概要書を説明し、協議を行うために、独立行政法人国際協力機構中国事務所藤谷浩至次長を団長とする基本設計概要説明調査団(以下、調査団という)を中国へ派遣した。同調査団は、2004年3月21日から29日まで同国に滞在する。

協議の結果、調査団と中国側の双方は付属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

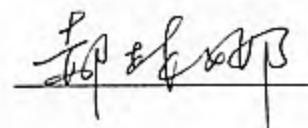
本議事録は、本文と付属書から構成され、日本文、中国文それぞれ3部作成し、日中双方合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2004年3月29日 太倉にて

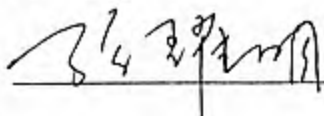
日本国
独立行政法人国際協力機構
基本設計概要説明調査団長
藤谷 浩至



中華人民共和国
国家人口・計画生育委員会
国際合作司司長
郝 林娜



中華人民共和国
太倉市人民政府
副市長
孫 耀明



付属書

1. 基本設計調査の内容

中国側は、調査団より提示された基本設計概要書の内容について同意した。

なお、対象機材については、双方協議の結果、別添1のとおりで合意した。

本計画において調達される最終的な内容は、この調査内容に基づく日本政府の検討を経て決定される。

2. 責任機関および実施機関

本計画の責任機関は中華人民共和国国家人口・計画生育委員会であり、実施機関は太倉市人民政府である。

3. 日本の無償資金協カスキームの仕組み

中国側は、2004年1月15日に合意、署名された基本設計調査協議議事録の別添2に記載されている日本の無償資金協力の仕組みについて十分理解した。

また、本計画が日本政府の無償資金協カとして実施が決定された場合には、中国側は上記議事録の別添3に記載されている本計画の円滑な実施のために中国側が行うべき必要な措置を行う。

4. 今後の予定

JICAは合意された内容に基づき基本設計調査報告書を作成し、2004年6月頃に中国側に送付する。

5. その他の協議事項

(1) 中国側はX線検診車に関し健康サービス提供のための有用性とセンターでの研修における必要性を説明するとともに、国家人口・計画生育委員会が今後の流動服務車の配備に際して、X線機器の搭載など、仕様を引き上げる旨説明した。調査団はこれを了解するとともに計画機材リストに加えることを了解した。

(2) 中国側は現在1台で計画されている肺機能測定装置につき、移動用として1台の追加を要請し、調査団はその妥当性を認めるとともに、計画機材リストに加えることを了解した。

(3) 新センターの設立、運営に係る準備状況

太倉市人民政府は本年2月に盛蕾副市長を長とする中国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター建設準備作業指導グループならびに同グループの下に、倪雪華市計画生育委員会主任を長とする事務局を組織し、建設準備作業にあたっている旨紹介した。併せてセンターの建設に関し2004年7月末以前に着工し、2005年3月末または4月はじめに完工する計画である旨説明した。

(4) 本案件が実施される場合に、中国側は本案件において提供される機材に対して、諸規定に基づき、品質基準(CCC)の適用から除外する。

久保 正子

郭 子

(5) 双方は、基本設計調査協議議事録に記載の以下の事項について再度確認した。

- ・ 中国側による免税措置の実施
- ・ 中国国民への啓発・広報の実施
- ・ 機材仕様書などの不開示の厳守

別添1 計画機材リスト

別添2 日本の無償資金協力の仕組み

別添3 日中両国政府による主な負担事項

K. Fujiga

都 子

計画機材リスト

別添1

部門	Code.	機材名(和文)	数量
I. 訓練部			
1. 大教室			
	T-1	大教室用視聴覚システム	1set
2. 国訓練交流室			
	T-2	国際交流訓練室用視聴覚システム	1set
3. 中教室			
	T-3	中教室用視聴覚システム	2sets
4. 閲覧室			
	T-4	閲覧室システム	1set
5. 資料図書室			
	T-5	資料室用空調器	1set
6. コンピュータ訓練室			
	T-6	コンピューター訓練システム	1set
7. 教材作成室			
	T-7	教材作成用機材	1set
8. 教学用具			
	T-8	教学用具	1set
II. 家庭保健サービス実習区			
1. 児童保健実習区			
	S-1	児童体重、身長等検査機材	2sets
	S-2	サイトテスター	1unit
	S-3	他覚式自動屈折計	2units
	S-4	弱視鏡	1unit
	S-6	検眼鏡	1unit
	S-7	聴力検査器	2sets
	S-8	超音波スケューラー	2units
	S-9	歯科総合治療台	2units
2. 児童保健視聴覚啓蒙区			
	S-10	テレビ	1unit
	S-11	DVDプレーヤー	1unit
3. 婦人保健実習区			
	S-12	婦人科診察台(油圧式)	4sets
	S-14	胎児監視装置	2units
	S-15	血圧計	2units
	S-16	マイクロウェーブ治療器	2units
	S-17	骨盤計測器	5pcs.
4. 婦人保健視聴覚啓蒙区			
	S-18	テレビ	1unit
	S-19	DVDプレーヤー	1unit
5. 画像診断実習区			
	S-20	超音波断層装置	2units
	S-21	携帯式超音波断層装置	2units
	S-22	赤外線乳腺検査器	2units
	S-23	骨密度検査器	1unit
	S-24	心電計	4units
6. 老年保健と男性生殖保健実習区			
	S-25	血圧計	2units
	S-26	牽引ベッド	2units
	S-29	肺機能測定装置	2units
	S-30	超音波ネブライザー	2units
7. X線撮影実習区			
	S-31	500mA 一般X線撮影装置	1set
	S-32	自動現像器	1unit
	S-33	シャウカステン	5units
8. 生殖保健手術実習区			
	S-34	婦人科万能手術台	2units
	S-35	婦人科診察台(油圧式)	2sets
	S-36	無影灯	2units
	S-37	ヒステロスコープ	1set
	S-38	滅菌手洗装置	2units
	S-39	吸引器	2units
9. 検査実習区			
	S-40	全自動生化学分析装置	1unit
	S-41	自動尿分析器	1unit
	S-42	全自動血球計数計	1unit

H. Fujino

部 18

計画機材リスト

別添1

部門	Code.	機材名(和文)	数量
	S-43	ELISAシステム	1set
	S-46	高速遠心器	1unit
	S-47	恒温水槽	1unit
	S-48	薬品冷蔵庫	3units
	S-49	マイクロピペット	25sets
	S-50	超音波洗浄器	1unit
	S-51	分析天秤1mg	2units
	S-52	双眼生物顕微鏡	25sets
10. 車両			
	S-53	胸部X線検診車	1unit
	S-54	ミニバス	2units
	S-55	マイクロバス	2units
11. 補助設備			
	S-56	オートクレーブ	1unit
III 鎮サービス所実習機材			
	Z-1	児童体重、身長等検査機材	2sets
	Z-5	小児血圧計	2units
	Z-6	婦人科油圧検査台	2units
	Z-7	双眼生物顕微鏡	4units
	Z-8	血圧計	4units
	Z-9	携帯式超音波断層装置	4units
	Z-10	赤外乳腺検査器	2units
	Z-11	ドップラー	2units
	Z-12	心電計	4units

K. Fujii

8/4

部

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力(無償)は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1) 調査の内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

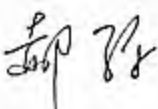
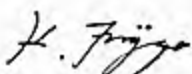
(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際してE/Nにより決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を



調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4) 贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。

7) 適正使用

贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。

K. Fujita

都 藤

また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8) 再輸出

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されたはならない。

9) 銀行取り極め

a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取り極めを締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払手数料を負担しなければならない。

K. Fujita

部長

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極(B/A)に基づく手数料 ①支払授權書(A/P)発給手数料 ②支払手数料		● ●
2	①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省までの国内輸送にかかる経費 ④贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省以降の国内輸送にかかる経費	● ●	● ●
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用		●
6	無償資金協力により供与される以外で、調達機材の据え付け等に必要となるその他の費用		●

K. Fujio

却 野

中华人民共和国
生殖健康家庭保健培训中心器材完善计划
基本设计概要说明调查 会谈纪要

日本国际协力机构(以下简称“JICA”)于2004年1月向中华人民共和国派遣有关“中国生殖健康家庭保健培训中心器材完善计划”(以下简称“计划”)的基本设计调查团,根据与中国政府有关方面(以下简称“中方”)协商、当地调查和日本国内分析工作的结果,编写了基本设计概要书。

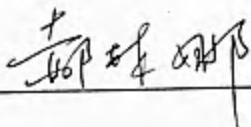
JICA向中国派遣以JICA中国事务所藤谷浩至副所长为团长的基本设计概要说明调查团(以下简称“调查团”),从2004年3月21日至29日向中方说明基本设计概要书内容并进行了协商。

经协商,调查团和中方互相确认了附属文件所记载的主要事项。本调查团将继续进行调查,编写基本设计调查报告书。

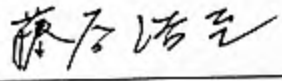
本会谈纪要由正文和附属文件构成,中文文本和日文文本各缮写三份,两种文本具有同等效力,经中日有关各方签署,各持一套。

2004年3月29日 于太仓

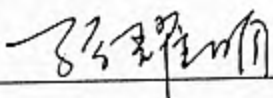
中华人民共和国
国家人口和计划生育委员会
国际合作司司长
郝林娜



日本国
日本国际协力机构
基本设计概要说明调查团团长
藤谷浩至



中华人民共和国
太仓市人民政府
副市长
孙耀明



附属文件

1. 基本设计调查的内容

中方对调查团出示的基本设计概要书内容表示了同意。

中日双方经协商同意附件 1 所列项目器材。

日本政府将根据本调查内容进行研究，决定通过本项目采购的最终器材。

2. 责任机构和实施机构

本计划的责任机构为中华人民共和国国家人口和计划生育委员会，实施机构为太仓市人民政府。

3. 日本无偿资金援助的制度

中方充分理解了 2004 年 1 月 15 日达成协议并签署的基本设计调查会谈纪要附件 2 所述日本无偿资金援助制度。

中方在本项目作为无偿资金援助付诸实施时，为确保本项目顺利实施，将采取上述会谈纪要附件 3 所述中方应采取的必要措施。

4. 今后调查计划

JICA 将根据达成协议的内容，编写基本设计调查报告书，并于 2004 年 6 月交付中方。

5. 其它协商事项

(1) 中方对日方说明了 X 线检诊车在提供健康服务方面的有效性和在培训上的必要性；国家人口和计划生育委员会将在今后的流动服务车配备工作中，提高配置，包括 X 线检诊等设备。调查团对此表示理解，同意将此列入计划器材清单。

(2) 就目前计划提供一台的肺功能测定仪，中方要求另加一台作为流动服务用。调查团承认其妥当性并同意列入计划器材清单。

(3) 新中心建设和运行相关筹备工作

中方对日方表示太仓市人民政府今年 2 月成立了以盛蕾副市长为组长的“中国生殖健康家庭保健培训中心筹备建设工作领导小组”，并在该小组之下设立以太仓市计划生育委员会主任倪雪华先生为主任的办公室，正在推进基本建设筹备工作；中心建设工作将于 2004 年 7 月底以前动工，2005 年 3 月底或 4 月初完工。

(4) 在本项目实施期间，中方将根据有关规定，对本项目所提供的器材免于执

行强制质量认证标准(CCC)。

(5) 双方对基本设计调查会谈纪要所记载下列事项再一次进行了确认。

- 中方将采取免税措施
- 向中国国民进行宣传和报道
- 严格遵守器材规格书等的保密义务

附件 1 计划器材一览

附件 2 日本国无偿资金援助制度

附件 3 中日两国政府的主要承担事项

K. Fujita

郝 子

计划器材一览

附件1

部门 Code.	器材名称(中文)	数量
I. 培训部		
1. 大教室		
T-1	大教室用视频系统	1套
2. 国际交流培训室		
T-2	国际交流培训室用视频系统	1套
3. 中教室		
T-3	中教室用视频系统	2套
4. 阅览室		
T-4	阅览室系统	1套
5. 资料室		
T-5	资料室用空调器	1套
6. 计算机培训室		
T-6	计算机培训系统	1套
7. 教材制作室		
T-7	教材制作器材	1套
8. 教学用具		
T-8	教学用具	1套
II. 家庭保健服务实习区		
1. 儿童保健实习区		
S-1	儿童体重、身高等检查器材	2套
S-2	小儿验光仪	1件
S-3	他觉式自动屈光度计	2件
S-4	同视仪	1件
S-6	眼底镜	1件
S-7	听力筛查仪	2套
S-8	超声波洁牙器	2件
S-9	牙科综合治疗台	2件
2. 儿童保健视听宣教区		
S-10	电视机	1件
S-11	DVD机	1件
3. 妇女保健实习区		
S-12	妇科检查床(液压式)	4套
S-14	胎儿监护仪	2件
S-15	血压计	2件
S-16	微波治疗仪	2件
S-17	骨盆测量仪	5件
4. 妇女保健视听宣教区		
S-18	电视机	1件
S-19	DVD机	1件
5. 影像诊断实习区		
S-20	B超仪	2件
S-21	便携式B超仪	2件
S-22	红外线乳腺检查仪	2件
S-23	骨密度检查仪	1件
S-24	心电图仪	4件
6. 中老年保健及男性生殖保健实习区		
S-25	血压计	2件
S-26	牵引床	2件
S-29	肺功能测定仪	2件
S-30	超声雾化器	2件
7. X线摄片实习区		
S-31	500mA X线一般拍片机	1件
S-32	自动洗片机	1件
S-33	观片灯	5件
8. 生殖保健手术实习区		
S-34	妇科万能手术台	2件
S-35	妇科检查床(液压式)	2套
S-36	无影灯	2件
S-37	宫腔镜	1件
S-38	灭菌洗手装置	2件
S-39	吸引器	2件
9. 检验实习区		
S-40	全自动生化分析仪	1件
S-41	自动尿分析仪	1件
S-42	全自动血球计数仪	1件

郝 飞

K. Fujita

计划器材一览

部门	Code.	器材名称(中文)	数量
	S-43	ELIZA	1套
	S-46	高速离心机	1件
	S-47	恒温水槽	1件
	S-47	恒温水槽	3件
	S-48	药品冷藏柜	25套
	S-49	微量加液器	1件
	S-50	超声波喷洗器	2件
	S-51	分析天平1mg	25件
	S-52	双目生物显微镜	
10. 车辆			
	S-53	胸部X线检诊车	1辆
	S-54	小客车	2辆
	S-54	小客车	2辆
	S-55	面包车	
11. 辅助设备			
	S-56	高压蒸气灭菌装置	1件
III. 镇服务所实习器材			
	Z-1	儿童体重、身高检查器材	2件
	Z-5	小儿血压计	2件
	Z-5	小儿血压计	2套
	Z-6	妇科检查床(液压式)	4件
	Z-7	双目生物显微镜	4件
	Z-8	血压计	4件
	Z-9	便携式B超仪	4件
	Z-9	便携式B超仪	2件
	Z-10	红外线乳腺检查仪	2件
	Z-11	多普勒	2件
	Z-11	多普勒	4件
	Z-12	心电图仪	

K. Fujita

部 子

日本国无偿资金援助制度

1. 无偿资金援助实施程序

我国无偿资金援助按以下程序进行：

第一阶段为“申请”，以受援国提出的申请书为基础，由日本国政府(外务省)研究其做为无偿资金援助的妥当性如何，当确认其项目优先度高时，向 JICA 指示进行调查。

第二阶段为调查(基本设计调查)，由 JICA 进行。JICA 原则上委托我国咨询单位进行调查。

在第三阶段，日本政府根据 JICA 在第二阶段所编辑的基本设计报告书审查该项目，如认为适于无偿资金援助项目时，提交内阁会议。

项目经内阁会议批准后，进入第四阶段。由两国政府签署换文后，正式确定并开始实行无偿资金援助。

提供无偿资金援助之际，JICA 就招标、合同手续以及其它事宜，对受援国政府给予合作。

2. 调查的地位

(1) 调查内容

JICA 所进行的调查(基本设计调查)中包括：对申请的背景、目的、效果及项目实施所需的维护管理能力等进行调查，在技术方面与社会经济方面查证其妥当性，在与受援国政府进行协议的基础上，双方确认项目的基本构想，并且制定基本设计和估计事业概算费用等。其目的归根结底是为日本政府批准其做为无偿资金援助项目而收集基础资料(判断材料)。

另外，申请内容并不是全部不变地成为援助对象，而是考虑日本国无偿资金援助的制度和方针后，方能制定基本构想。

本项目做为无偿资金援助付诸实施时，日本政府从谋求受援国自助努力的立场出发，要求其采取必要的措施，即使该措施不属于实施机关所管辖事宜时也必需保证其实施，最终以会谈纪要的形式，与受援国政府相关所有的机关确认此事。

(2) 选定咨询公司

另外，关于通过 E/N 决定实施该项目后签署的咨询单位合同，由于需要保持基本设计调查与详细设计工作在技术上的联贯性，JICA 向受援国政府推荐该咨询单位。

3. 日本无偿资金援助制度

(1) 何谓无偿资金援助？

郝 子 8

K. Fujita

无偿资金援助属于不使受援国家承担偿还义务的援助方式，根据我国有关法律规定并按以下原则提供受援国家为采购有利于发展本国经济、社会计划的设施、器材及服务(技术、运输等)所需要的资金，并不采取由我国直接采购器材、设备等和提供实物现货的方式。

(2) 签署换文

为实施无偿资金援助，必须由两国政府达成协议并签署换文(E/N)。通过E/N，确认该项目目的、供援期间、实施条件、限额等。

(3) 供援期间

“供援期间”限为我国政府内阁决定实施该项目的当一会计年度内。在这一会计年度内，必需完成从签署E/N开始，经与咨询公司及供货商订合同，直到最终付款为止的所有业务。

如由于气候等不可避免的原因而推迟运输、安装和施工等时，经两国协商，可延长一年(财政年度)。

(4) 产品及服务的采购

无偿资金原则上专合理使用于采购日本国与受援国产品和日本国民的服务。该“日本国民”是指日本国的自然人或其控管的日本国法人。

另，如两国政府认为必要时，可以用该资金采购第三国(即日本国及该受援国除外的国家)产品或运输等服务。但根据无偿资金援助的原则，提供援助时需要的总承包商，即咨询单位、施工单位或采购供货商只限于“日本国民”。

(5) “认证”的必要性

受援国政府或该政府指定的机构与“日本国民”签订以日元为基准的合同，并需要取得日本国政府的“认证”。这是因为援助资金来源为日本国民的捐税。

(6) 受援国应采取的措施

在实施无偿资金援助时，受援国政府应采取下列措施：

- 1) 在实施土木建设设施项目时，应确保并平整建设用地。
- 2) 在平整建设用地的同时，应完善或建设供电、供水、排水以及其它有关周边设施。
- 3) 对提供器材项目，必需确保所需建筑物等。
- 4) 原则上，应负担用无偿资金采购的产品在受援国港口卸货与报关所需费用和国内运输费等有关费用，并确保尽快办理有关工作。
- 5) 关于根据取得认证的合同而提供的产品和服务，应免征对日本国民课以的关

税、国内税以及其它税款。

6) 日本国民根据取得认证的合同提供服务时，对其入境和逗留应提供所需方便。

7) “合理使用”

为实施计划，应合理有效地维护和使用根据无偿资金援助而建设的设施以及采购的器材，并配备为此所需要的人员等。同时应负担除无偿资金援助承担部分以外的有关费用，如维护管理等所有的费用。

8) 禁止“再出口”

通过无偿资金援助采购的产品不得由受援国再出口。

9) 银行协定

a) 受援国政府或“该政府指定的机关”必须在日本国内外汇银行以该政府名义开立帐户。日本国政府根据所认证的合同，将受援国或其指定的政府机关用于偿还债务的资金以“日元”汇入该帐户，以此执行赠予。

b) 当“银行”根据该受援国或其指定的机构所发行《付款授权书》向日本国政府提出付款通知单时，日本政府进行付款。

10) 付款授权书

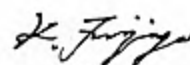
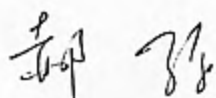
受援国政府应对签订“银行协定”的银行支付付款授权书通知手续费和支付手续费。

K. Fujie

部 子 5

日中两国政府的主要承担事项

	承担事项	日本	中国
1	根据银行协定(B/A)的手续费 ①支付授权书(A/P)发行手续费 ②支付手续费		● ●
2	①用赠款采购的产品自日本到中国的运输 ②负担有关港口卸货和报关的经费, 并促进手续迅速办理 ③用赠款采购的产品到计划对象省会的国内运输经费 ④用赠款采购的产品在计划对象省内的国内运输经费	● ●	● ●
3	根据合同采购的产品和劳务中, 免征向日本国民征收的关税、国内说款和其它财政税捐		●
4	对根据已核定的合同而提供的日本国民的劳务, 为其履行工作而入境和逗留提供必要的方便		●
5	为了实施本计划, 合理、有效地维护并使用利用无偿援助资金购置的器材, 负担需要的费用		●
6	日本无偿资金援助中没有包括的、器材安装费等其它所需经费		●

資料-5 基本設計概要表

1. 案件名
中華人民共和国リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター機材整備計画
2. 要請の背景(協力の必要性・位置付け)
<p>中国は人口約 13 億人を擁する世界で最も人口の多い国であり、人口増加問題は経済・社会の発展における重大な課題とされる。中国国務院は、2000 年 12 月に「21 世紀における中国の人口及び開発」白書を発表し、その中で人権の尊重を基本原則とした家族計画を推進することを提唱している。その具体的な政策の一つとして、国家人口・計画生育委員会は、1984 年より、我が国の財団法人「家族計画国際協力財団(ジョイセフ)」による協力のもと、家族計画インテグレーションプロジェクト(IP)を導入し、2004 年現在まで 7 期 20 年にわたり 42 のプロジェクト地区において継続的に実施してきた。当プロジェクトは、家族計画を単独で推進するのではなく、家庭保健衛生、母子保健など関連する複数の事業、実施機関、実施手法などを結合し、地区住民の全体的な衛生レベルの向上を通じて自発的な家族計画を推進させようとするものである。</p> <p>当プロジェクトの成果を高く評価する中国政府は、今後も IP を拡大することとし、実施サイトにおけるプロジェクト実施要員(行政官、医療従事者など)に対する養成、再訓練の必要性の増加や技術革新などへの対応が可能となるよう、1992 年、IP 発祥の地である江蘇省太倉市にある既存の IP 研修センターを全面的に移設、拡充するとともに、名称もリプロダクティブヘルス・家庭保健研修センターと改め、国家レベルの機関へと改編することとしたものである。本計画は、当センターにおいて要員の研修に必要な機材の整備に関し、我が国政府に対し、無償資金協力の要請がなされたものである。</p>
3. プロジェクト全体計画概要
<p>下線部：本無償資金協力に直接関係する成果、活動及び投入</p> <p>(1) プロジェクト全体計画の目標(裨益対象の範囲及び規模)</p> <p>中西部を中心とする IP 実施地区における、プロジェクト実施要員の人数が確保されるとともに、その質が向上する。</p> <p>(裨益対象：中西部を中心とする 31 省市自治区 42 県市区のプロジェクト実施要員約 1,780 人/年、住民約 2,000 万名)</p> <p>(2) プロジェクト全体計画の成果</p> <p>ア 新研修センターが設立(施設の建設、組織の再編、<u>機材の整備</u>)される。</p> <p>イ 研修が実施される。</p> <p>(3) プロジェクト全体計画の主要活動</p> <p>ア 新研修センターの運営組織を形成する。</p> <p>イ 新研修センターを建設する。</p> <p>ウ <u>機材を調達する。</u></p> <p>エ 適切な新研修計画を策定する。</p> <p>オ 施設、機材を活用し継続的に研修を実施する。</p> <p>(4) 投入(インプット)</p> <p>ア <u>日本側(=本案件): 無償資金協力 2.81 億円</u></p> <p>イ 相手国側</p> <p>(ア) プロジェクトに必要な人員</p>

<p>(イ) 新センターの建設 (ウ) 施設、機材の運営・維持及び研修の実施</p> <p>(5) 実施体制 実施機関：太倉市（新センター設立後はリプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター） 監督機関：商務部及び江蘇省経済貿易合作庁 責任機関：国家人口・計画生育委員会</p>												
<p>4. 無償資金協力案件の内容</p>												
<p>(1) サイト 江蘇省太倉市</p> <p>(2) 概要 リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センターにおける研修用機材の調達</p> <p>(3) 相手国側負担事項 ① 建設用地の確保 ② センター施設の建設 ③ センター要員の確保 ④ 研修の実施</p> <p>(4) 総事業費 概算事業費 5.87 億円（無償資金協力 2.81 億円、中国側負担 3.06 億円）</p> <p>(5) 工期 詳細設計・入札期間を含め 12 ヶ月間を予定</p> <p>(6) 貧困、ジェンダー、環境及び社会面の配慮 本案件の実施により、中西部を中心とする貧困地域における衛生環境が改善されるとともに、母子保健における保健衛生サービス体制が改善される。</p>												
<p>5. 外部要因リスク(プロジェクト全体計画の目標の達成に関するもの)</p>												
<p>(1) 国家人口・計画生育委員会が IP 活動に対する方針を変更しない。 (2) 実施地域における IP 活動予算が削減されない。</p>												
<p>6. 過去の類似案件からの教訓の活用</p>												
<p>特になし。</p>												
<p>7. プロジェクト全体計画の事後評価に係る提案</p>												
<p>(1) プロジェクト全体計画の目標達成を示す成果指標</p> <p>① 研修参加者数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2003 年</td> <td>2006 年</td> </tr> <tr> <td>参加人数(年間)</td> <td>170 名</td> <td>1,780 名</td> </tr> </table> <p>② 研修実施コース数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2003 年</td> <td>2006 年</td> </tr> <tr> <td>研修コース</td> <td>10 コース</td> <td>27 コース</td> </tr> </table> <p>(2) 評価のタイミング: 2006 年以降</p>		2003 年	2006 年	参加人数(年間)	170 名	1,780 名		2003 年	2006 年	研修コース	10 コース	27 コース
	2003 年	2006 年										
参加人数(年間)	170 名	1,780 名										
	2003 年	2006 年										
研修コース	10 コース	27 コース										

資料-6 計画機材リスト

計画機材リスト

部門	Code.	機材名(和文)	数量
訓練部			
1.大教室			
	T-1	大教室用視聴覚システム	1set
2.国訓練交流室			
	T-2	国際交流訓練室用視聴覚システム	1set
3.中教室			
	T-3	中教室用視聴覚システム	2sets
4.閲覧室			
	T-4	閲覧室システム	1set
5.資料図書室			
	T-5	資料室用空調器	10units
6.コンピュータ訓練室			
	T-6	コンピューター訓練システム	1set
7.教材作成室			
	T-7	教材作成用機材	1set
8.教学用具			
	T-8	教学用具	1set
家庭保健サービス実習区			
1.児童保健実習区			
	S-1	児童体重、身長等検査機材	2sets
	S-2	小児用視力調節測定器	1unit
	S-3	他覚式自動屈折計	2units
	S-4	弱視鏡	1unit
	S-6	検眼鏡	1unit
	S-7	聴力検査器	2sets
	S-8	超音波スケーラー	2units
	S-9	歯科総合治療台	2units
2.児童保健視聴覚啓蒙区			
	S-10	テレビ	1unit
	S-11	DVDプレーヤー	1unit
3.婦人保健実習区			
	S-12	婦人科診察台(油圧式)	4units
	S-14	胎児監視装置	2units
	S-15	血圧計	2units
	S-16	マイクロウェーブ治療器	2units
	S-17	骨盤計測器	5pcs.
4.婦人保健視聴覚啓蒙区			
	S-18	テレビ	1unit
	S-19	DVDプレーヤー	1unit
5.画像診断実習区			
	S-20	超音波断層装置	2units
	S-21	携帯式超音波断層装置	2units
	S-22	赤外線乳腺検査器	2units
	S-23	骨密度検査器	1unit
	S-24	心電計	4units
6.老年保健と男性生殖保健実習区			
	S-25	血圧計	2units
	S-26	牽引ベッド	2units
	S-29	肺機能測定装置	2units
	S-30	超音波ネブライザー	2units
7.X線撮影実習区			
	S-31	500mA 一般用X線撮影装置	1unit
	S-32	自動現像器	1unit
	S-33	シャウカステン	5units
8.生殖保健手術実習区			
	S-34	婦人科万能手術台	2units
	S-35	婦人科診察台(油圧式)	2units
	S-36	无影灯	2units
	S-37	ヒステロスコープ	1unit
	S-38	滅菌手洗装置	2units
	S-39	吸引器	2units
9.検査実習区			
	S-40	全自動生化学分析装置	1unit
	S-41	自動尿分析器	1unit
	S-42	全自動血球計数計	1unit
	S-43	ELISAシステム	1set

計画機材リスト

部門	Code.	機材名(和文)	数 量
	S-46	高速遠心器	1unit
	S-47	恒温水槽	1unit
	S-48	薬品冷蔵庫	3units
	S-49	マイクロピペット	25sets
	S-50	超音波洗浄器	1unit
	S-51	分析天秤	2units
	S-52	顕微鏡	25units
10. 車両			
	S-53	胸部X線検診車	1unit
	S-54	ミニバス	2units
	S-55	マイクロバス	2units
11. 補助設備			
	S-56	オートクレーブ	1unit
. 鎮サービス所実習機材			
	Z-1	児童体重、身長等検査機材	2sets
	Z-5	小児血圧計	2units
	Z-6	婦人科診察台(油圧式)	2units
	Z-7	顕微鏡	4units
	Z-8	血圧計	4units
	Z-9	携帯式超音波断層装置	4units
	Z-10	赤外線乳腺検査器	2units
	Z-11	胎児ドップラー	2units
	Z-12	心電計	4units

資料-7 主要機材リスト

主要機材リスト

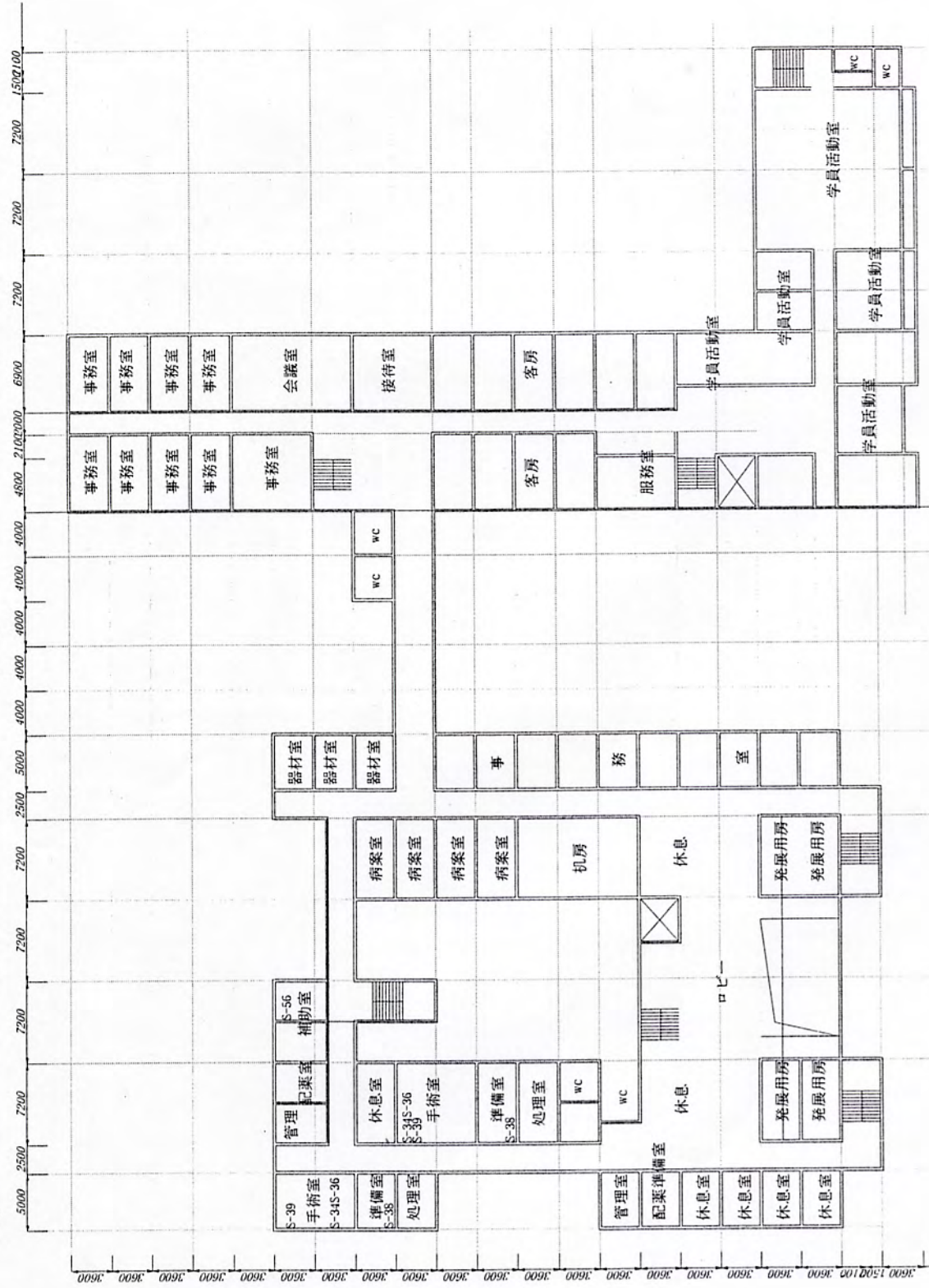
Code.	機材名	内容(仕様・寸法)、用途	数量
T-1	大教室用視聴覚システム	構成: プロジェクター(2000ANSI)、スクリーン(200インチ)、TV(34インチ、マルチ)、音響設備、マイク、教材提示装置、スライドプロジェクター等 用途: 大教室の講義用	1
T-2	国際交流訓練室用視聴覚システム	構成: プロジェクター(2000ANSI)、スクリーン(200インチ)、TV(34インチ、マルチ)、音響設備、マイク、教材提示装置、スライドプロジェクター等 用途: 国際交流室の講義、講演用	1
T-3	中教室用視聴覚システム	構成: プロジェクター(2000ANSI)、スクリーン(100インチ)、TV(34インチ、マルチ)、音響設備、マイク、教材提示装置、電子ホワイトボード等 用途: 中教室の講義用	2
T-4	閲覧室システム	構成: TV(21インチ)、VTR、DVDプレーヤー等 用途: 電子図書閲覧用	1
T-6	コンピューター訓練システム	構成: サーバー(CPU:2.4GHz、HDD:18Gx2、1台)、コンピューター(CPU:2.8GHz、HDD:40G、15インチモニター、28台)、プリンター(レーザーモノクロ、A3、2台)	1
T-7	教材作成用機材	構成: カムコーダー(47万画素、PAL、1台)、モニター(6インチ)、マイク、照明機材、VTR(録画再生用)、キャラクタージェネレーター、ミキサー、DVDレコーダー、印刷機デジタル、A3、)、コピー機(モノクロ、A3、50枚/分)、コンピューター、デジタルカメラ(4百万画素)	1
S-12	婦人科検査台	構成: 本体(1台)、診察ユニット 用途: 婦人科検診、治療、実習用	4
S-20	超音波断層装置	構成: 本体(モノクロ、コンソールタイプ1台)、プローベ(3種)、台車(1台) 用途: 婦人科検診、出産前検査、実習用	2
S-21	携帯式超音波断層装置	構成: 本体(モノクロ、携帯型1台)、プローベ(2種)、台車 用途: センター用、ベッドサイドでの腹部検査、断層画像診断、実習用	2
S-23	骨密度検査器	構成: 本体(超音波パルス検査法1台)、ケース(1台) 用途: 骨粗しょう症診断、実習用	1
S-24	心電計	構成: 本体(12誘導、メモリーカード附属、プリンター) 用途: 心電図検査、実習用	4
S-31	500mA 一般X線撮影装置	構成: 高電圧発生器(インバーター方式)、ブッキーテーブル、ブッキースタンド 用途: X線撮影検査、実習用	1
S-32	自動現像器	構成: 本体(適合フィルム4x5"-14x17") 用途: X線フィルムの現像用	1
S-35	婦人科検査台	構成: 本体(1台)、診察ユニット 用途: 婦人科検診、治療、実習用	2
S-37	ヒステロスコープ	構成: 診断用テレスコープ・シース、カメラヘッド、カメラ制御ユニット、モニター(14インチ)、光源(ハロゲン) 用途: 子宮内疾患等診断、実習用	1
S-38	滅菌手洗装置	構成: シンク(2人用)、フィルターユニット、UV滅菌水ユニット 用途: 診察、治療前の手洗い用	2
S-40	全自動生化学分析装置	構成: 本体(180テスト以上、電解質検出器付き) 用途: 生化学検査、実習用	1
S-42	全自動血球計数計	構成: 本体(10項目テスト以上) 用途: 血液検査、実習用	1
S-43	ELISAシステム	構成: マイクロプレートリーダー(1台)、マイクロプレート洗浄器(1台)、マイクロプレートインキュベーター(1台) 用途: ウイルス性疾患・内分泌疾患検査、実習用	1
S-53	胸部X線検診車	構成: 車両本体、X線透視撮影装置 用途: 地方での胸部疾患検診、実習用	1
S-54	ミニバス	30人乗り、ガソリン 用途: 研修生の移送用	2
S-55	マイクロバス	8人乗り、ガソリン 用途: 研修用機材の移送用	2
S-56	オートクレーブ	構成: 本体(キャビネットタイプ、90リットル以上) 用途: 医療器具の洗浄、滅菌	1
Z-6	婦人科検査台	構成: 本体(1台)、診察ユニット 用途: 婦人科検診、治療、実習用	2
Z-9	携帯式超音波断層装置	構成: 本体(モノクロ、携帯型1台)、プローベ(2種)、台車 用途: 4実習サイト用、ベッドサイドでの腹部検査、断層画像診断、実習用	4
Z-12	心電計	構成: 本体(12誘導、メモリーカード附属、プリンター) 用途: 心電図検査、実習用	4

資料-8 計画機材配置図

リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター

訓練楼

実習楼



資料-9 研修カリキュラムの詳細

基本研修計画

研修ラ クス名 称	研修 目的	開 講 周 期	参加 者	参加 人数	研修 日数	研 修 日 程		予 定 講 師	研 修 場 所	使 用 器 材	費 用 (人 民 元)
						研 修 期 間	研 修 内 容				
1	中国中西部地区IPプロジェクト管理研修 研修生がIPの理念・経験・基本的方法を活用し、各地の実情に応じてIP活動を展開し、現地の家の	毎年1期	中国中西部地区のIP管理幹部：19省から各1名、19市から各1名、19県から各1名、38郷(鎮)から各1名、IP主催者から5人を特別招聘	100	5日	1日目 午前 講座：IPの理念と世界における発展状況 質疑応答 午後 講座：日本のIP活動と予防保健活動 質疑応答 2日目 午前 講座：中国におけるIP実施の成果と意義 質疑応答 午後 講座：中国中西部地区IP活動の現状と今後の展望 質疑応答 3日目 午前 講座：江蘇省におけるIP 質疑応答 午後 講座：太倉のIP活動と家庭保健サービス 質疑応答 4日目 半日 現場視察：太倉家庭保健センターの郷における高齢者検診、社区の高齢者健康活動。 4班にて別行動：午前午後各2組、各班25人。 半日 午前午後分科会：IPをいかに各地の現状に合わせて展開するか。	JOICFPから関連専門家を招聘 国家計画生育委員会IPプロジェクト専門家 国家計画生育委員会IPプロジェクト担当職員 江蘇省IP指導委員会責任者 太倉市IP指導委員会責任者	大教室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧室システム等（自由時間）	研修費10万人人民元は国家人口・計画生育委員会IPプロジェクト経費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関がプロジェクト経費から支出。	
									2つの鎮と社区の現場	総合検診車、血圧計、心電計、自動血球分析器、自動尿分析器、顕微鏡等、関連検査設備	
									マルチメディア国際交	映像システム	

2	中国中西部地区サイトに於ける末端のPC情報管理システム業務研修	中国中西部地区の情報管理スタッフ：19県から各1名、38郷（鎮）から各2名、19県が自主的に定めた参加者から各2～3	150人	15日	5日目	午前 午後	全体交流会：3省の代表者が当該省のIP基本計画を発表、意見交換。3市の代表者が当該市のIP実施対策を発表、意見交換。 全体交流会：5県（市）の代表者が、IPをいかに家族計画サービス活動と結びつけて展開するかについて発表、意見交換。 研修総括	江蘇省計画生育委員会計画統計処処長 南京人口管理幹部学院教授 南京人口管理幹部学院教授	教室 大教室 大教室 コンピュータ室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧システム等（自由時間） 大教室映像システム コンピュータLANシステム	研修費45万人民元は国家人口計画生育委員会の関連プロジェクト經費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関のプロジェクト經費から支出。
					1日目	午前 午後	全体交流会：3省の代表者が当該省のIP基本計画を発表、意見交換。3市の代表者が当該市のIP実施対策を発表、意見交換。 全体交流会：5県（市）の代表者が、IPをいかに家族計画サービス活動と結びつけて展開するかについて発表、意見交換。	江蘇省計画生育委員会計画統計処処長 南京人口管理幹部学院教授	教室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧システム等（自由時間）	研修費45万人民元は国家人口計画生育委員会の関連プロジェクト經費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関のプロジェクト經費から支出。
					2日目	午前 午後	講座と質疑応答：家族計画活動と保健サービスにおける情報管理の意義と役割 講座と質疑応答：国内の先進的家族計画リプロヘルス情報管理システムの紹介	江蘇省計画生育委員会計画統計処処長 南京人口管理幹部学院教授	教室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧システム等（自由時間）	研修費45万人民元は国家人口計画生育委員会の関連プロジェクト經費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関のプロジェクト經費から支出。
					3日目	午前 午後	午前講座：WINDOWSの基本知識 午後実習：コンピュータ操作（3班、50人/1班） 午前操作：WINDOWSの使用 午後実習：コンピュータ操作（3班、50人/1班）	江蘇省計画生育委員会計画統計処処長 南京人口管理幹部学院教授	教室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧システム等（自由時間）	研修費45万人民元は国家人口計画生育委員会の関連プロジェクト經費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関のプロジェクト經費から支出。
					4日目	午前 午後	午前講座：コンピュータネットワークに関する知識 午後実習：コンピュータ操作（3班、50人/1班）	江蘇省計画生育委員会計画統計処処長 南京人口管理幹部学院教授	教室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧システム等（自由時間）	研修費45万人民元は国家人口計画生育委員会の関連プロジェクト經費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関のプロジェクト經費から支出。
					5日目	午前 午後	午前操作：e-mailの送受信 午後実習：コンピュータ操作（3班、50人/1班）	江蘇省計画生育委員会計画統計処処長 南京人口管理幹部学院教授	教室	映像システム； 教材制作システム； 閲覧システム等（自由時間）	研修費45万人民元は国家人口計画生育委員会の関連プロジェクト經費から拠出、研修生の交通費は派遣元機関のプロジェクト經費から支出。

資料-10 機材と研修計画の関連表

CODE	機材名(和文)	協議後数量	優先度	研修使用回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	実習方法 2	
Z-2	児童体重計	2units	A	1																						C	
Z-3	児童座高計	2units	A	1																							C
Z-4	児童身長計	2units	A	1																							C
Z-5	小児血圧計	2units	A	1																							C
Z-6	婦人科油圧検査台	2units	A	6																							C
Z-7	双眼生物顕微鏡	4units	A	9																							C
Z-8	血圧計	4units	A	8																							C
Z-9	携帯式超音波断層装置	4units	B	6																							C
Z-10	赤外乳腺検査器	2units	B	5																							C
Z-11	ドップラー	2units	A	4																							C
Z-12	心電計	4units	B	8																							C

1: 研修番号は本文中の表9の番号に順ずる。(但し中西部のスタッフに対する研修のみを対象とした。)

2: 実習方法

- A: 機器の操作方法・検査方法実習
- B: 検査結果の分析方法実習
- C: 保健サービスの提供方法(集団検診等)の実習
- D: 診療データ・保健統計等の管理実習

資料-11 IP サイトにおける既存機材リスト

資料-12 参考資料・入手資料リスト

【中央/機関誌・通達・法律・その他一般資料】

1. 「内部情報通報」(2001.6.1 国家計生委弁公庁)
内容：「張玉芹副主任の国際協力家族計画IPプロジェクト セミナーにおける講話(2001.5.19)」
2. 「国家計生委『家族計画技術サービスプロジェクトの基本的評価基準(一)』の発行に関する通知」(2001.12.19 国家計生委)
3. 「対外開放を一層拡大し、人口と家族計画国際交流協力の新たな局面を切り開く…張玉芹副主任の『全国人口・家族計画対外業務会議』における報告」(2001.10.23)
4. 「太倉家庭計画IP研修センターの設立に同意する認可回答」(1992.10.17 国家計生委)
5. 「国家計生委の『家族計画技術サービスの機関設置基準』に関する通達」(2001.12.11)
- 5-1 「外事情報」(1998.6.3): 1998年家族計画/母子保健/寄生虫予防国際協力IPプロジェクト セミナー総括
- 5-2 「外事情報」(1999.4.20): 国際協力家族計画/母子保健/寄生虫予防IPプロジェクト特集号(中日政府職員IP地域視察報告他)
- 5-3 「外事情報」(2000.3.8): IP特集号(甘粛・山西の状況について)
- 5-4 「外事情報」(2000.4.17): IP特集号(寧夏・甘粛・青海の状況について)
- 5-5 「外事情報」(2000.6.27): IP特集号(IP第5、6期実験地区セミナー開催。平遥セミナーに参加した感想。中日政府職員黒龍江省寧安市、雲南省羅平県視察。)
- 5-6 「外事情報」(2000.8.9): IP特集号(中国IP視察(黒田俊夫氏寄稿)。IP関連の報道紹介。JOICFP、中国IPの進展を高く評価。JOICFP中国事務所開設他。)
- 5-7 「外事情報」(2000.9.7): IP特集号(IP関連政府職員青海省民和県視察。日本家族計画/母子保健訪中団の上海・江蘇・貴州視察)
- 5-8 「外事情報」(2001.1.17): IP特集号(訪日団視察報告。プロジェクト援助機材が港へ到着他。)
- 5-9 「外事情報」(2001.5.4): IP特集号(IP第7期の地域選考結果。国際家族計画連盟評価団の訪中視察。IP関連政府職員貴州視察)
- 5-10 「外事情報」(2001.9.5): IP特集号(JOICFPが国連人口賞受賞。IP資源の整合性と持続可能な発展について。)
6. 「国家計生委国際合作司のIPプロジェクト2002年度援助物資分配及び援助車両設備管理に関する通達」(2002.6.21)
7. 「IPプロジェクトを江蘇省全域へ拡大することについての指示お伺い」(2003.3.10 国家計生委国際合作司から国家計生委指導者へ)
8. 「中国共産党中央・國務院の人口・家族計画事業の強化と低出産率の安定に関する決定」(2000.3.2)

9. 「王国強副主任の江蘇省 IP 開始大会における講話 要約」
 10. 「中国 IP の 1997 年実施状況報告」(1998.3 中国 IP 全国指導委員会)
 11. 「IP 中国第 5 期評価報告」(1999.12 IP 全国指導委員会、国家計生委他)
 12. 「IP 調査研究報告」(2001.10): 効果分析/持続可能な発展と管理学/基本的特色/農村の女性に対する影響他
 13. 「IP 調査研究報告及び関連のメディア報道」(2002.6)
 14. 「IP 情報 第一号」(2003.4 全国 IP 指導委員会、南京人口管理学院): 2002 年度事業報告/江蘇省 IP プロジェクト全面展開/衡山セミナー/中国 IP 社区保健訪日団報告/IP 活動に関する報道
 15. 「Decision of the Central Committee of the Communist Party of China and the State Council On Enhancing Work of Population and Ensuring Stable and Low Level of Birth」(2000.3.2)
 16. 「INTEGRATED PROJECT」: 青い白紙ノート。見開き部分に IP 各期毎の実験地区リスト有り
 17. 「IP (中国)」: 赤い正方形の冊子。IP に関するパンフレット。
 18. 「中華人民共和国母子保健法」(1995.6.1 施行)
 19. 「中華人民共和国人口・計画生育法」(2002.9.1 施行)
 20. 「計画生育技術服務管理条例」(2001.10.1 施行)
 21. 「中国 21 世紀の人口と開発」(2000.12 国務院報道弁公室): 日本語資料
 22. 「国家生育委員会国際合作司 IP セミナー開催に関する書簡」(2002.5.9): 中央から省レベルに対する、セミナー開催のお知らせ
 23. 「IP」(2003.8.12 太倉にて): 国家計生委国際合作司汝小美女史による報告パワーポイント資料
- 追加: 「国家計生委と衛生部の臨床医学家族計画専攻の中級専門技術資格試験に関する通達」(2001.8.23)

【中央/調査団向け説明資料】

- (23-1 「国家人口計生委に対する質問への回答」)
- (23-2 「付属表」: 国家計生委及び関連機関の職員数/その他ドナーによる援助状況/国家計生委の予算/各 IP サイト既存機材リスト/各 IP サイトのスタッフ数と活動内容/IP 受益者数)
24. 「調査団からの質問に対する回答」(国家計生委): 青い表紙・・・内容は前出25-1 及び25-2
25. 「機材リスト」(1月8日版)

【太倉/一般資料及び調査団訪問先パンフレット】

26. 「避妊方法の選択」(太倉市家庭保健サービスセンター): パンフレット
27. 「男性リプロヘルス」(太倉市計生委・計生協会): パンフレット
28. 「妊産期指導」(太倉市計生委・計生協会): パンフレット
29. 「避妊の情報を理解した上での選択」(太倉市計生委・計生協会): パンフレット
30. 「赤ちゃんの毎日」(蘇州市計生委・計生協会): パンフレット
31. 「広報、サービス、管理を共に」(蘇州市計生委・計生協会): 外地からの流動人口に対するパンフレット
32. 「省モデル実験幼稚園 江蘇省太倉市芸術幼稚園」: パンフレット
33. 「太倉市母子保健所 概要」
34. 「太倉市家庭保健サービスセンター 概要」
35. 「太倉市浮橋鎮家庭保健サービス所 概要」
36. 「太倉市沙溪鎮家庭保健サービス所 概要」
37. 「太倉市沙溪鎮香塘村 社区卫生・家庭保健サービスステーション 概要」

【太倉市/調査団向け説明資料】

38. 「基本研修計画」: 本計画のための中西部を対象とした基本研修案
39. 「検診車(服務車)の車内機材配置」
「太倉市城鎮職工基本医療保険政策」(太倉市労働和社会保障局): プリント
「太倉市労働和社会保障局文件 大劳社薪(2003)2号

【平遥県/調査団向け説明資料】

40. 「平遥県 IP 実験地点における活動及びプロジェクト継続状況に関する報告」
41. 「平遥県 IP 機材リスト」
42. 「平遥県家族計画母子保健サービスセンター 概要」
43. 「平遥県家族計画母子保健サービスセンター 活動報告」
44. 「平遥県襄垣郷 IP サイト 概要」